

1. 議事日程

〔令和8年第3回安芸高田市議会9月定例会 第4日目〕

令和8年9月10日
午前10時開議
於 安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議案第52号 令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）
日程第3 議案第53号 令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第4 議案第54号 令和8年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第5 議案第55号 令和8年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第6 議案第56号 令和8年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第7 一般質問

追加日程第1 会議録署名議員の補充指名について

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	益 田 一 磨	2番	佐々木 智 之
3番	熊 高 慎 二	4番	浅 枝 久美子
5番	小 松 かすみ	6番	南 澤 克 彦
7番	山 本 数 博	8番	新 田 和 明
9番	山 根 温 子	10番	児 玉 史 則
11番	大 下 正 幸	12番	熊 高 昌 三
13番	宍 戸 邦 夫	14番	金 行 哲 昭
15番	秋 田 雅 朝	16番	石 飛 慶 久

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

9番 山 根 温 子 10番 児 玉 史 則

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（17名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子
総務部政策統括監	佐々木 満 朗	危 機 管 理 監	神 田 正 広

【速報版】

企 画 部 長	黒 田 貢 一	市 民 部 長	北 森 智 視
福祉保健部長兼福祉事務所長	高 下 正 晴	産 業 部 長	小 櫻 静 樹
建 設 部 長	佐々木 宏	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	森 岡 和 子	企 画 部 次 長	小 林 崇 文
総 務 課 長	玉 井 郁 生	財 政 課 長	塚 本 真 樹
政 策 企 画 課 長	松 田 祐 生		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	井 上 和 志	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	宗 近 弘 美	主 任 主 事	波多野 奈 美

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○石 飛 議 長 定刻になりました。ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○石 飛 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において9番
山根議員及び10番 児玉議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第52号 令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）

日程第3 議案第53号 令和8年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正  
予算（第2号）

日程第4 議案第54号 令和8年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第1号）

日程第5 議案第55号 令和8年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第2号）

日程第6 議案第56号 令和8年度安芸高田市下水道事業会計補正予算  
（第1号）

○石 飛 議 長 日程第2、議案第52号「令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第3  
号）」の件から、日程第6、議案第56号「令和8年度安芸高田市下水道事  
業会計補正予算（第1号）」の件までの5件を一括して議題といたします。  
本案5件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員  
長から審査結果の報告を求めます。

○児玉予算決算常任委員長 おはようございます。予算決算常任委員会委員長報告をいたします。

9月7日付で本委員会に付託のありました議案第52号「令和8年度安芸  
高田市一般会計補正予算（第3号）」から議案第56号「令和8年度安芸高  
田市下水道事業会計補正予算（第1号）」までの5件の審査結果を報告い  
たします。

付託された議案について、9月8日に委員会を開き、審査を行いました。

議案第52号「令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」は、  
既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億9,004万4,000円を減額し、予算の総  
額を220億6,769万4,000円とするものです。

補正の主な内容は、企画部の公共交通再編の見送りに伴うお太助ワゴ  
ン・路線バスの運行業務委託料の増額と、電柱共架線支障移転に伴う工  
事請負費の増額、産業部の強い農業づくり事業補助金の減額と畜産クラ  
スター事業補助金の増額、また、森林環境譲与税基金の繰入れによる公  
共建築物等木造木質化推進事業補助金の増額などでありました。そのほ  
か災害関連では、本年6月の大雨による農地災害復旧に係る工事の増額

がありました。

審査における主な質疑は、吉田地区の整備予定の認定こども園に対して交付する公共建築物等木造木質化推進事業補助金について、今回の補正予算額を上限とすることに対する市の考え方について確認するものがありました。

また、お太助フォンの機器更新に伴い、スマートフォンアプリのみに移行される方の撤去費用を市が全額負担する旧お太助フォン撤去業務委託料について、見込み件数等に関する質疑がありました。

そのほか特別会計、公営企業会計を含む各会計の歳入歳出について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第52号から議案第56号の5議案については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、委員長報告を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○石 飛 議 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。

これより、本案5件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○石 飛 議 長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

ここで採決の方法についてお諮りします。

討論がありませんでしたので、本案5件については一括して採決させていただきますと考えますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、さよう決しました。

これより、議案第52号「令和8年度安芸高田市一般会計補正予算（第3号）」の件から議案第56号「令和8年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第1号）」の件までの5件を一括して、起立により採決いたします。

本案5件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案5件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○石 飛 議 長 起立多数であります。よって、本案5件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 一般質問

○石 飛 議 長 日程第7、一般質問を行います。

一般質問の順序は通告順といたします。

質問方式は一問一答方式とし、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆質問に対する答弁は持ち時間には含まれません。

なお、1つの質問を終え、次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確に分かるようお願いいたします。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許します。

8番 新田議員。

○新 田 議 員 おはようございます。通告に基づき、今回、大梓3点について質問します。新田和明でございます。市長、また誠実な答弁を待っていますので、よろしくお願いいたします。それでは質問に入ります。

大梓1、災害時の情報発信について。

お太助フォンは、2013年度、全世帯に全ての市民が日常的に使用できる重要なコミュニケーション手段として設置されました。災害時には、情報伝達、安否確認、インフラ途絶状況の把握など、命を守るための基盤となるツールであります。近年の豪雨災害や地震等を踏まえると、災害情報を迅速かつ正確に届ける仕組みの整備は重要であり、このたびの新型お太助フォン、またお太助アプリは、市民の信頼向上にも寄与するものと期待しているところであります。

そこで、以下の点について市長の御見解を伺います。

①災害情報発信への活用方針について。

災害時の被害状況やインフラ途絶状況を迅速に把握し、市民へ確実に届けることは極めて重要であります。新型お太助フォン、またアプリを災害情報発信にどのように活用していくのか伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 おはようございます。新田議員の質問にお答えいたします。

新お太助フォン（タブレット、アプリともに）は、従来のお太助フォンと同様に、災害関連情報の発信ツールの1つとして、命を守るための情報や生活再建に向けた情報などを発信してまいります。

発信する災害関連情報の例としては、次のものがあります。

まず、ミサイルや地震速報などのJ-アラート情報、避難指示などの避難情報、避難所の開設情報、そのほかに通行止め、断水、災害廃棄物、罹災証明に関することなどがあります。

また、これらの情報は、公式LINE、SNS、市ホームページにも同時に発信する計画であります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 あらゆる方面から災害情報を発信するということの御答弁だったと思うんですが、2018年、また2021年と、ここ安芸高田市は大きな災害を受

けて、市民の方々は、この安芸高田市内において実際何が起きているのか分からないということで多く御意見をいただいた記憶があります。

それもあって8年前、ここで9月10日、一般質問に立たせていただいて、外出中にお太助フォンに入っている情報を手元の例えばタブレット、もしくはスマートフォンで見える状況をつくられたらどうなのかという話は、当時の市長に訴えさせていただいた記憶があります。

こうした経験から、災害時に市が発信する情報は正確であるということと同時に、市民の安心安全を確保する本当に直結したお太助フォンならではのことができること。先ほど市長がおっしゃった、道路が寸断されてもう通れないとか、そういった情報をなかなかニュース等々でも見ることも、特に細い道、市道等々であれば分かりにくいというのが現状だと思うんです。その辺をお太助フォンならではできますよということをここで確認したいと思うんですが、情報発信の強化について、さらに市長の御見解をここで伺っていききたいと思うんですがいかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

情報発信の不足は、市民の皆様に不安と混乱を増大させる原因となります。市民の不安を和らげるとともに、市民・行政とともに冷静に適切な行動を取ることができるよう、正確な情報をタイムリーに発信することが重要だと認識しています。

適切な情報発信のためには、災害対策本部が正確な情報を適時に把握することが肝要です。しかしながら、発災中ですとか発災直後には、情報把握が難しいのが現状です。過去の災害では、今どこで何が起きているのかを迅速かつ正確に市民にお伝えできてないことがありました。

そこで、この課題を改善するため、広島県防災情報システムを活用し、正確な情報を早く把握できる体制づくりに取り組んでいるところです。道路の通行止め等の情報については、広島県のサイト「ひろしま道路ナビ」で、市道を含めた県内の道路情報を見ることができます。市が直接入力できるシステムとなっておりますので、これらを有効に活用していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 かなり細かくやってくさるということで理解したんですが、気になったのは、外国人が今、恐らく1,200人を超える方がいらっしゃると思うんで、そこからお太助フォンでもう対応できると理解しておってよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

神田危機管理監。

- 神田危機管理監 今回の新お太助フォンは、アプリについてはですけども、タブレットではなくアプリのほうは12か国語に対応しております。ですので、災害情報を翻訳して見ることができるシステムになっております。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 新田議員。
- 新 田 議 員 安心しました。次に入ります。
- 市民生活に必須といっても過言ではないLINEによる生活情報の取得やお太助フォン・お太助アプリの情報について、LINEと整合性・連携方針について伺います。
- 市民の多くが利用するLINEと整合性は、分かりやすい情報発信を実現する上で不可欠であると考えます。お太助フォン・お太助アプリとLINEの連携をどのように進めていくのか伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
- 市民の皆さんに広く普及しておりますLINEと新お太助フォン（アプリ・タブレット）の整合性を図ることは、分かりやすい情報発信につながるものと考えています。
- LINEは大変便利ですけども、ブロック設定や障害発生時に情報が届かないおそれがあることから、新お太助フォン（アプリ・タブレット）と併用する方針で考えております。
- 災害時には、複数の手段で情報を同時に発信することが重要だとも思っておりますので、万一いずれかに不具合が生じた場合でも、市民の皆様に確実に情報をお届けできる体制を維持してまいりたいと思います。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 新田議員。
- 新 田 議 員 細かく発信をされるということは理解しました。
- また、市長の政策情報とか、例えば災害時はもちろんのこと、また可能であれば、市議会の情報を含めて市民生活に直結する重要な取組と私は考えています。新お太助フォン、またお太助アプリを活用した具体的な情報発信の災害時以外のほか、こういう方向で進みたいという方針がもしここで答弁できればお願いできますでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
- 新お太助フォンでは、市役所からのお知らせやお悔やみ情報など、通常放送に加え緊急性の高い内容を大音量でお伝えする緊急放送機能が備わっています。今後も放送サービスの拡充を予定しております。タブレ

ット端末やスマートフォンになったことで、御自宅だけではなく外出先でも情報を受け取ることが可能になります。市民の皆様がどこにいても必要な情報を確実に受け取れるようになった点は、大きなメリットであるように考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。③D X推進との連動による拡張方針について。

D X推進により情報発信の効率化・迅速化・多様化が期待されているところであると思います。新お太助フォン、またアプリの活用、拡張方針についてお考えがあれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

当面は、現在の新お太助フォン（アプリ・タブレット）に備わっている機能を最大限に活用することを基本方針とします。

新お太助フォン（アプリ・タブレット）は、今後も本市と市民の皆様をつなぐ重要なチャンネルの1つとして位置づけております。放送サービスにおいては、消防署と連携した火災情報の発信などを新たに追加する予定です。

また、D X推進は、行政事務の効率化のみならず市民の皆様と双方向の対話を実現する上でも重要であると考えております。今後は、アンケート機能を活用し、施策に対する評価や市民ニーズに迅速かつ広範囲に収集することで、データに基づいた市政運営を目指していきたいと思っております。

新たな情報発信や機能の追加は、より普及度の高いL I N Eを主軸に捉え、各チャンネルの役割分担やメリット・デメリットを整理しながら、市民サービスの質向上と行政運営の効率化の両立を目指していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 分かりにくいことが多かったんで、1つだけ確認なんですけど、市民からアンケートを取りながらということだったと思うんですが、ぜひとも、例えば今やったださっているネーミングライツとか、広告収入とか、中国ブロードバンドサービスさんが受け取られると思うんですが、市が提供しながら少しでも収益になることを提案するのも一つのやり方かなとは思いますが、市長がもしその辺のお考えがあれば伺いたいんですが。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 新田議員のおっしゃるとおり、唯一の情報提供サービスですので、新お太助フォンタブレットについてはそういったところをしっかりと留意しながら有効に災害時に使っていきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。(2)であります。制度の分かりにくさへの対応について。

9月末で新お太助フォン購入キャンペーンが終了予定と伺っています。旧お太助フォンの返却、また解約金、さらには光ケーブルの撤去費用、機器同士の通話など、市民から制度の仕様が分かりにくいとの声が多数寄せられております。丁寧な説明が求められている状況で、市はどのように受け止めているのか、市長の見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

新お太助フォンへの更新に際しては、これまでもLINEや市公式ホームページでの案内、各町での説明会開催など、情報発信と説明に努めてきたところでございます。それでもなお、市民の皆様から制度や仕様について不安の声が寄せられている現状は真摯に受け止めております。

現行端末の撤去に関する取扱いなど、不明瞭な点については、事業者と連携し早期解消に努めるとともに、新たな情報発信や説明の機会を増やしてまいります。

今後も市民の皆様が取り残されることなく、新しいサービスへ円滑に移行できるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
新田議員。

○新 田 議 員 なかなかすっきり打ち込んでこないんですけども、ただ旧お太助フォンの返却時で、新お太助フォンアプリを利用されない方、またあじさいネットの契約を解除の方は一定数おられるということで伺っております。

本市の光ネットワーク設置管理条例第9条には、市長は利用者が事業の利用を中止するときは、居住に設置した引込み設備を撤去しなければならないと掲載しております。お太助フォンの返却場所は、9月8日補正予算の審査の中で説明されました10月発行の市民広報で詳しくお伝えするというような内容だったと思うんですが、改めてお太助フォンの契約関連について詳しく今後どうなるかということをごここで話ししていただけますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

○黒田企画部長 質問にお答えいたします。

引込み設備の撤去は、安芸高田市光ネットワークの設置及び管理に関する条例の第9条第1項に基づき、利用中止の際に市が負うべき義務であり、適正なインフラを継続する上では不可欠なものであると考えております。利用されない回線を放置すると、電柱の共架料でございますとか保守費用などの維持管理経費が継続的に発生いたします。同条第2項では、撤去は原則として利用者の実費負担にて実施すると定めてあります。

今回のお太助フォン更新に際しても、お太助フォンのみを利用していた方が専用タブレットを使わずアプリに移行した場合、御利用者自身のスマホ回線を用いるため、自宅へ引き込まれている光ケーブルは不要となります。そのため、光ケーブルと現行のお太助フォンの両方の撤去が必要となってくるところでございます。

ただし、今回のアプリ移行に伴う回線撤去は、市が勧めるサービスの見直しによる制度上の措置であると判断し、本来であれば利用者負担となる撤去費1万1,000円につきましては、市が全額を負担することとし、今回の補正予算に計上させていただきました。

こちらは、更新の申込み受付を開始した6月25日以降、引き続きアプリにてお太助フォンを利用する旨のお申込みをいただいた方に適用いたします。また、あくまで現行のお太助フォンの更新に伴う撤去を対象としているため、インターネットサービスであるあじさいネットの利用終了に伴う撤去費に関しては対象外となります。

市といたしましては、今後も市から発信する大切な情報をLINEや専用タブレット、お太助アプリなど、いずれかの手段により市民の皆様確実に届けたいと考えております。特に災害時の避難情報など、市民の安全に直結する情報発信においても、重要な役割を果たしていると考えています。

今後も市と市民がつながっている安心感を持ち続けられるよう、新お太助フォンの御利用を改めてお願いいたします。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 一定程度理解させていただいたんですけども、民間では、よくカスタマーサービスということで不明点、今後どうしたらいいのか分からないこと等々も含めて、そういったサービスセンターは設けてるんですけども、契約のこと、また解約のこと、それから今後どうなるかという不安も含めて、親切にサービスを御案内するといったところの専用窓口があるということを知っております。

その辺に関して、市として今後、例えば期間を限定して新お太助フォン移行途中の何月までは、市もしくは中国ブロードバンドサービスさんのどちらかが責任をもって、そこは何時から何時の間は電話対応します

という専用窓口が開けないものか、その辺を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 カスタマーサービスにつきましては、基本的には事業者側の対応となると考えております。

今回の更新に伴いまして、電話がつながりにくいとの御意見を多数いただいておりますので、現在は事業者の努力によりまして回線を1回線増設する対応を行っております。お問合せの際は、事業者側の窓口を御利用いただきたいと考えております。御迷惑をおかけしますが、よろしく願いいたします。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 その辺の情報をしっかり広報していただかないと、不安、また不満が募っていらっしゃる方も随分いらっしゃるなということは想像できておりますので、どうかもう一度協議いただければと思います。

旧お太助フォン2011年、2012年の間、恐らくここにいらっしゃる幹部職員の方は、地域の説明会をやったり個別の訪問をされたり、あらゆる努力の中で普及されてきたというのを住民の方からも伺いました。だから本当にその一生懸命さでわしらは契約したんじゃないかなことをおっしゃってましたけども、最終この巻取りという時点までは責任を持って、市の持ち物ではないとは言っても、それは必要ではないかと思うんですが、その辺もしお考えがあれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 議員おっしゃるとおり、このお太助フォンにつきましては、行政情報、そして災害情報を使えるサービスでございますので、この間契約された方に対しましては、最終最後漏れなく整備前更新の意向確認ができるよう事業者と連携して進めていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 最後の1台になるまで、使命を持ってやっていただきたいなというところで、1点大きく気になったのが、これは市長に伺いたいんですが、地域集会所、本当に地元の小さな集会所に設置してあるお太助フォンがあるんですが、その撤去料も恐らく必要ないという方が随分多くて、何件かどうしたらいいんだろうということで相談を受けました。今の状態であれば、1万1,000円の解除料と線の撤去代がかかるかなと思うんですが、市長はどのようにお考えなのか、そこを伺っておきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

市もこのシステムが大変重要というように認識しておりますので、むしろ設置をしていただく経費について市で負担をしていこうという思いでおります。引き続き集会所も、いざというときは人が集う、あるいは災害時には一時的には集うところになるかと思っておりますので、ぜひとも今あるお太助フォンについては、引き続き御利用いただきたいと思いますっております。

以上です。

○石飛議長 新田議員。

○新田議員 聞き間違えていたらすみません。新型も設置いただけるということで理解したんですが、それでよろしかったですか。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

新田議員のおっしゃったとおりでございます。

○石飛議長 新田議員。

○新田議員 それでは、次の質問に入ります。大枠2です。除草作業と樹木の陰切りの対応について。

本市の道路は、国道約54キロメートル、県道約210キロメートル、市道約800キロメートルと広範囲にわたっております。通学路や生活道路も多く含まれ、歩行者、自転車、自動車が日常的に行き交う重要な交通インフラであります。市民からは、除草が遅れて危険、また木々が道路に覆いかぶさり通行に支障があるなどの声が後を絶えず、安全確保の観点から迅速な対応と土地所有者との連携が不可欠であります。

そこで、以下の点について市長の御見解を伺います。

①除草の緊急対応の方針について。市民から、除草が遅れて危険との声が寄せられていますが、現在年1回の除草と伺っております。緊急を要する場合の対応について伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

現在、市道の除草につきましては、先ほどありましたように年1回、委託業者20社が72路線、約160キロメートルについて行っております。除草が遅れて危険とのことですが、近年の猛暑の影響により作業効率が低下し、除草作業員の体調など安全対策に配慮をしつつ、除草時期を早めて行っております。

また、通学路や見通しの悪い区間につきましては、刈幅を広く実施し通行の安全確保に努めております。

緊急を要する場合の対応につきましては、現地の状況を確認し、適切

な対応を実施していきます。

以上でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。②陰切対応の方針について。

樹木や枝の陰切対応について、どのように進めているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

陰切対応の方針についてでございますけども、以前にも同様の質問があり、同様の回答とはなりますけども、基本的に立ち木については、土地の所有者または管理者の財産で管理するものです。ただし、災害などにより通行の安全確保に緊急性を要する場合には、承諾を受けた上で道路管理者が処理を行っております。

現状では、倒木の撤去や道路上にせり出した木、伸びた枝の伐採を通行の安全を確保するため道路管理者のほうが行っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 過去においても、またここ最近においても、同僚議員や、また定例議会等々でも市長に直接聞かれた内容だったと思うんですけども、どんな体制で、また判断基準とかいろいろあると思うんですけども、とにかく危険だと感じたところは切っていただきたいということの、例えばここで判断基準等々がもしあれば伺いたいんですがいかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

どの木が倒れるかの把握については、事前に把握することは困難であります。事前対策ができてないのが状況と思っております。

道路管理者として行えることは、道路上にある枝の伐採を今行っているのが現状であります。それと連絡をいただいたことについては、現場に出向き対応をさせていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。③アダプト制度の周知と支援方針について。

県のアダプト制度は、一部地域・企業等で実施されていますが、市全体の制度周知や活動団体への支援について、今後のお考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

アダプト制度の周知と支援方針についてですけれども、広島県のアダプト制度については、広島県が管理する国道または県道、広島県が管理する河川の清掃、緑化、草刈りなどのアダプト活動を行う団体や企業などを支援する制度です。

市は、この制度を広報に掲載して、広島県アダプト活動団体を募集しております。広島県は、活動に伴う傷害及び賠償責任保険に加入する等の支援を行っております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 県の国道は大体理解しました。

例えば、市民から危険である、支障があるといった市道に関する通報が寄せられた場合、地域住民自らが市の管理道路周辺で、例えば除草や陰切、緑化や美化活動を行おうとするケースがあります。これらの活動は地域の安全確保や道路環境の維持に大きく寄与する一方、道路法や安全管理の観点から、行政の許可や事前調整が必要となると伺っております。

そこで、市民から危険との通報があった際、地域住民の団体が市管理道路付近で除草、陰切、これは危険木という意味で御理解ください、美化活動を行う場合、市の許可制として本市独自でアダプト活動を位置づける仕組みについて、市長はどのようにお考えか伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

現在、それぞれの地域において、市道あるいは河川の清掃、市道管理の道路の清掃等を行っていただいております。このような活動についても、市も支援を行いたいとは考えております。しかしながら、市道や河川の延長、費用対効果、公平性の観点から慎重に制度設計を行う必要があると思っております。

今後、財政面においても十分に配慮しながら、必要性を含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

新田議員。

○新田議員 それでは、次の質問に入ります。

8月24日、月曜日の市長定例記者会見において、2050年までにCO2排出量実質ゼロへ、環境保全と地域の未来を守るため、市民、事業者とともに行動を進めると市長は訴えられております。

そこで、大枠3に入っております。再生可能エネルギーの対応につ

いて。

(1) 近年、木質バイオマス発電施設や太陽光発電設備の新設・拡張計画に対し、周辺住民から騒音、景観、災害リスク、交通安全など、多岐にわたる不安が寄せられております。再生可能エネルギーの推進は国の方針であり、本市としても理解を示す必要があります。

しかしながら、住民の生活環境や安全面が損なわれることがあってはならないと考えます。事業者・住民・行政の三者で適切な合意形成を図る仕組みが不可欠ではないでしょうか。

そこで、以下の点について市長の御見解を伺います。

①事前協議・情報公開の在り方について、一方的な説明にとどまらず、双方で理解を深めるため、市の考え方を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

省エネ特措法の改正により、一定の要件に該当する再生可能エネルギー発電事業については、認定申請前に周辺地域の住民に対する説明会開催、または事前周知措置が義務づけられております。

市としても事業者が設備の内容や環境・安全面への配慮、設置後の管理体制について丁寧に説明し、住民からの質問や意見に誠実に対応することが、地域と相互理解を深める上で重要であると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。②です。統一的な説明ルール必要性について。

計画段階での自治会・市への事前提出、変更時の再説明など統一的な説明ルールの必要性について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

省エネ特措法に基づくガイドラインでは、説明会の開催方法や説明事項などが示されています。市としては、事業者から相談があった場合には、関係部署で情報を共有し、国の制度に基づく適切な住民説明を求めてまいります。

また、太陽光発電設備については、今年度、条例整備を進めており、施行後はこれに基づき必要な手続を取ってまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。③住民反対が多数の場合の判断基準について。

地域住民の相当数が反対する場合、市としての判断基準・対応方針に

ついて伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

まず、住民の賛否のみをもって市が事業の可否を判断することは困難であると考えています。反対意見が多数寄せられた場合については、その内容を把握した上で関係法令への適合状況や生活環境、安全面への影響などを確認し、事業者に対して丁寧な説明や必要な対策を求めてまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 9月8日の中国新聞の中での内容では、「安芸高田市で発電所計画 バイオマス再申請へ事情説明 住民側断固反対」という大きな見出しで報じられておりました。

本市が掲げるゼロカーボン宣言の実現に向けては、自然エネルギーの活用を進めることは重要であり大切であると私も考えております。また、その推進には、住民・事業者・安芸高田市の三者による丁寧な合意形成が不可欠だと先ほども言いましたが、必要ではないかと考えております。

こうした状況を踏まえ、自然エネルギー導入の見方、合意形成の進め方について、改めて市長の御見解を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

再生可能エネルギーの活用というのは、これもう国を挙げての取組であります。バイオマス発電、あるいはそういったもののそのものが悪いものではないということも十分認識をしております。

ただ、そこに建設をされる地元の方の感情、思いというのは、いろんなマイナスの部分がすごく不安になると思います。そこは、しっかりと設置業者のほうで地元の皆様に説明をしてもらうしか方法はないんだと思います。

そういった中で、今回、また新たな申請に向けて業者が動いて、説明会をするという話でございますけども、そういった中でも地元の皆さんに引き続き再度の提案ということになりますので、前回のこういったところが御理解いただけないのかといったところをしっかりと検証していただき、丁寧に住民の皆様に説明をしていただきたいというような思いでおります。

市としてできることというのは、以前もお答えをさせていただきましたように、直接的なものは権限としてはございません。ただ、地元の自治体の首長として、そこに住む住民の皆様が大卒御理解いただけるよう

に、引き続き事業者のほうに対しては説明等を求めていると思っています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 市長から事業者のほうへ説明を求めているという前向きな答弁もございました。

それを踏まえて、(2)に入ります。再エネと地域の調和に向けた方向性として、本市は地球温暖化対策実行計画区域施策編において、国の計画と連携し、2026年から2035年度に再生可能エネルギー導入や公共施設の省エネ化、森林資源の活用など、地域に根差した取組を進めるとされております。

そこで、以下の点について市長の御見解を伺います。

①太陽光発電設備、先ほど市長がおっしゃいましたが、安全基準の考え方等々も含めてここで伺っていききたいと思います。斜面角度、地質調査、排水計画、土砂災害警戒区域、景観、生活環境への配慮など、安全基準の考え方について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

太陽光発電設備については、関係法令に基づき、地形や地質、雨水排水、土砂災害の危険性などを確認する必要があります。国や県の規制・指導を踏まえた運用の徹底に加えて、今年度制定予定の条例に基づいて災害の防止、景観及び生活環境との調和が図られるよう、事業者に必要な対応を求めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次の質問に入ります。②バイオマス発電設備の安全基準・リスク管理について。

住宅距離、騒音、振動、搬入ルート、通学路への影響、火災や煙、災害時の緊急停止体制など、安全基準やリスク管理の考え方について、市長の御見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

バイオマス発電設備については、住宅からの適正な距離の確保を基本とし、住環境への影響を最小限に抑えるよう国や県の関連法令及び基準に基づき、騒音、振動、排出ガス、交通安全、火災防止などの対策を講じる必要があります。

市としては、具体的な事業計画に応じて関係部署や関係機関と情報を共有し、事業者に必要な安全対策を求めていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 次に入ります。③維持管理・緊急連絡体制の統一化について。

点検報告、苦情窓口の設置、事故や災害時の報告義務、また緊急連絡体制など、再エネ全体で統一する必要性について、市長の御見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

再生可能エネルギー設備の維持管理や緊急連絡体制については、設備の種類ごとに関係法令や所管する機関が異なることから、市が一律の基準を設けることは難しいと現時点では考えています。

まずは太陽光発電設備規制条例を整備し、これに基づき適切に対応するとともに、その他の設備については、必要に応じて関係機関と情報共有を図っていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 必要なところと必要な内容を協議していくという内容だったと思うんですが、④に入らせていただきます。包括的な再エネ条例の可能性について。

今年度施行予定の、先ほど市長がおっしゃいましたが、太陽光発電設備規制条例を踏まえ、バイオマス等を含む再エネ設備全体の設置基準や維持管理、また説明義務を包括した条例制定について、市長の考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

再生可能エネルギー設備は、その種類によって設備の構造や周辺環境への影響、適用される法令が異なります。まずは太陽光発電設備規制条例を適切に運用し、その効果や課題を検証した上で、他の再生可能エネルギー設備を含めた条例の必要性について研究していきたいと思います。ひとまずは太陽光の条例を優先させたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 まずは太陽光の条例を優先したいという御答弁だったと思うんですが、

市長は施政方針の中で、カーボンニュートラルの実現に向け、温室効果ガス削減の具体的な施策を進めるとし、また地域住民と事業者との調和を図るため、先ほどおっしゃった問いで、太陽光発電設備に関する条例制定を進めるとされております。

再生可能エネルギー設備は、太陽光だけではなく、先ほどいろいろな話をしておりますが、木質バイオマス、風力、小型水力など多様化しており、住民から寄せられる懸念も今後広がってくるのではないかと予想もしております。

そのため、太陽光設備に限定した個別条例ではなく、幅広くまずは検討いただきたいなというところで、市長の言葉でここは伺っていききたいと思うんですが、改めて施政方針に示されている環境政策の方向性を踏まえ、太陽光に限らずこういった次の再生エネルギーに対して、1個1個誠実に取り組んでいくということをどうか市民に見せていただきたいなと思うんですが、市長のお考えを伺っていききたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在、太陽光が主の再生可能エネルギーということで、市内全域あちこちに太陽光パネルが設置されております。

しかしながら、市としては、今それをどうのこうのするという条例がありませんでした。ひとまずはそちらを整備させていただき、その間にバイオマス、あるいは風力、いろんな再生可能エネルギーも普及してきて設置をされる可能性も出てきております。

そういったところも含めて、無視するのではなくて、ひとまず太陽光を今、制定を準備させておりますので、それと並行もしながら、もう既に包括的な再エネ条例を整備している市もあります。そういったところの情報も逐次取りながら、追って整備をしていきたいと思っております。以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

新田議員。

○新 田 議 員 ほかの市町の状況もしっかり把握しながら、市として何ができるかということを考えていくという内容の答弁だったと思うんですが、直近に見えているこの11月というところがありますので、どうか市民が困ったことについては、誠実に取り組んで頂きたいと思うんですが、これはどの担当課が所管として誠実に話をさせていただける、もし業者さんと話をしないといけないという場面が生じたときには、そこらはどこの担当課がきちっと対処いただけるのか、その辺を市長、答弁いただけますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

当市の窓口としては、市民部の環境政策課となります。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
新田議員。

○新 田 議 員 以上で私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、新田議員の質問を終わります。
おおむね1時間が経過しましたので、換気のため11時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続いて、通告がありますので発言を許します。
2番 佐々木議員。

○佐々木議員 2番 佐々木智之です。爽やかな秋空の下、一般質問させていただきます。

このたびの質問では、一部に地域懇談会でいただいた意見での質問も入れさせていただいております。通告に基づき大枠3点伺います。

1つ目、市の計画策定における外部委託について伺います。

外部委託は、活用する目的と効果が重要と考えます。策定プロセスにおける効率性、経済性の向上、また委託することで期限を設定することとなり、集中して実施することも想定できます。しかし、人手不足から外部委託を利用することや、専門性に頼り切るような姿勢では、外部委託に依存する体制ではないかと見られかねません。よって、以下について伺います。

(1) 過去3年間で策定した計画のうち、公表しており、かつ進捗管理をしている件数を伺います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 佐々木議員の質問にお答えいたします。
過去3年間で策定した計画は全部で12件で、うち公表し、かつ進捗管理をしている件数は10件となります。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 先ほど、公表しており、かつ進捗管理をしている件数の10件のもので、主要なものを教えていただけたところで具体的な計画をお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

- 黒田企画部長 10件申し上げればよろしいでしょうか。
まず、安芸高田市の総合計画、安芸高田市の高齢者福祉計画と介護保険事業計画、安芸高田市省エネルギーに係るエネルギー管理業務委託、安芸高田市の橋梁長寿命化改修改善計画、安芸高田市の福祉計画、安芸高田市子ども・子育て支援事業計画、安芸高田市の合葬墓等整備に関する基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、健康あきたかた21計画、以上10件であります。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。
- 佐々木議員 次の質問に移ります。
過去3年間で計画策定における委託件数、委託先数、年間での委託費用を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
まず、委託件数ですけれども、令和7年度が5件、令和6年度が6件、令和5年度が4件です。
委託先数は、令和7年度が5件、令和6年度が5件、令和5年度は4件、委託費用については、令和7年度が2,898万4,230円、令和6年度が1,814万7,470円、令和5年度が1,369万5,000円です。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。
- 佐々木議員 年間での委託費用が、過去3年間を見ると年々増加しているように理解したんですけれども、要因は何か伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。
- 黒田企画部長 要因といたしましては、この3年間で安芸高田市全体の様々な計画の策定期間が重なっておりまして増額している要因であると考えております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。
- 佐々木議員 単年度比較で増えていっている要因についてお伺いします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。
- 黒田企画部長 先ほどの説明が不足しておりましたけれども、各種計画の満了に伴って、この3か年で計画を更新する必要がある計画が多くありましたので、3年間の計画費用が大きくなっている要因の一つであると考えます。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 年間の委託費用でいくと、令和7年度では、令和6年度と約1,000万円ぐらい差があったかなと思うんですけども、委託件数でいくと1件、むしろ下がっているか、委託先数でいっても同じなのかなと思うんですけども、その辺りの要因がもしあればお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

○黒田企画部長 大きな要因は、このたびの3か年の中で、安芸高田市の総合計画の策定業務が入りまして、令和7年度と令和6年度が大きい金額となっております。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 自分が調べてみると、10年前後ぐらいのスパンでいくと、外部委託というのが2015年頃というのはどの自治体でも多いというように調べると分かって、かつ2020年頃でその反動とも言えるんですけども、外部委託をほぼしていないという自治体が60%を超えるというデータもある中で、各自治体のほうは法定計画というところを定めないといけないということの計画件数も増えているという現状がある中で、この委託費用が増えている、計画件数にもよるんだと思うんですけども、その増加について市はどのように捉えているか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
杉安副市長。

○杉安副市長 佐々木議員の主たる質問の部分が、市の計画策定における外部委託ということですので、そこにその部分に戻ると、外部委託と言いましてもいろいろあるんですけども、2015年ぐらいからという御指摘もありますけれども、過去に遡りますと、できるだけ市が持つ業務の中で、外部に出せるもの、業務委託ができるもの、これは市の計画策定以外の業務委託もそうなんですけれども、行財政改革の中の1つとして民間に委ねることができるものは民間、できるだけ市の業務の部分はコンパクトにしながらも民間の力によってそれを成し遂げるとか、委託に出していこうというのが一般的な考えで、この間、進めてきた部分もあります。

ただ、この計画をそのまま外部委託で丸投げして任せ切りにするということでは、それはない状況でありまして、しっかり中身の監修とかデータの提供とか、そのデータの分析の結果の監修とかも含めて、計画全般を管理していくというのは市の職員の仕事としてやってきておりますので、決してこれを外部委託に出すことによって丸投げにしておるという状況ではないことを改めて申し上げさせていただいて、外部委託が進

んできた理由としては、過去に遡るとそういうことがあるということで、御理解いただきたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問にもかぶる内容かなと思うんですけども、次の質問に移ります。

(3) どのような目的で外部委託を活用しているか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

外部委託を活用する目的は、行政だけでは対応が難しい専門的な知見や民間ノウハウを取り入れ、より質の高い計画づくりを行うことにあります。委託により策定プロセスを効率化し、限られた期間の中で集中的に業務を進める効果も期待しています。

今後もこの専門的な知見の活用と業務の効率化を両立させるため、外部委託を適正に活用していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 先ほどの答弁で質の向上だったりとかプロセスの効率化というところの答弁があったと思うんですけども、効率化することを優先してしまうと、職員のほうがそのプロセスというところを理解していないののではないかというところが一方で見られるかなと思うんですけども、例えば、これまでの実施した外部委託で結果として効率性が高まらなかった結果だったりとか、計画を策定するアウトプットとして反省点のある実績があったか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

○黒田企画部長 これまでの業務で効率化が図られたほうにつきまして分析させていただいておるんですけども、図られた面といたしましては、先ほど来ございますように、膨大なアンケートの集計でありますとかデータの分析、そういったことを委託することにより、大幅な職員の負担が軽減したことがございます。

また、計画策定時におきまして、地域に出ましてワークショップでございますとか、あるいは関係者インタビュー等を実施する中で、円滑な運営をしていただいたことが、外部委託した専門性の力を発揮できた要因であるというように考えております。

そういった外部委託を業者と職員が一緒に協働で行うことによって、当然、市の職員のスキルも向上していきますので、今後、計画策定時にはそういったスキルが発揮できるような育成も含めて、今は外部事業者

と協働して様々な策定業務に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 自分としては、失敗した事例から学ぶことも多いかなというところがありますので、ぜひその辺りも分析していただきたいなと思うんですけども、先ほどの答弁で、委託業者と協働して進めているというところで、もちろん並走型の仕組みのほうが職員の育成、計画策定のプロセスのところでの質の充実というところも図られると思うので、今後も進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。計画策定等で外部委託を活用した事業について、活用したことの効果と評価を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

まず、計画策定における外部委託の活用は、業務の効率化だけでなく、計画の質を向上させる効果があると考えています。特に市民アンケートの集計・分析では、市民の意見を客観的かつ正確に把握ができます。

さらに、国の最新方針や他自治体の先進事例など、幅広い情報を迅速に収集できる点も大きなメリットであると思っています。外部委託の活用は、本市の実情に即した実効性の高い計画を策定する上で、非常に有効であると評価しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 先ほど答弁の中でありましたアンケート集計というところなんですけども、アンケート一つとっても、自由記入欄とか市民の方が具体的に書いていただいている事例というところもあると思うんですけども、数値で客観的に見るというところももちろん大事だと思うんですけども、その自由記入欄等にどのような意見があったとか、どのような声が挙がっているかというところも、職員のほうは網羅的に見ているかどうかを確認させてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 計画を策定しているかの分におきましては、そういったアンケートの自由記述欄の共有を図っておりますが、全体の庁舎内での共有の件につきましては、総合計画に係る自由記述につきましては、全体的に共有を図っているところですが、先ほど申しましたように、個別の計画につきましては各部局での把握となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 共有されているというところを理解しました。
次の質問に移ります。

各種計画策定において、外部委託に頼り過ぎると職員が計画策定時に得ることのできる知識や課題を解決する瞬間を経験できないのではないかと考えます。理想的には職員で内製化できることですが、将来的にはどのような体制で行っていくか考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

計画策定においては、外部委託とは事業者にて全てを一任するものではないと思っております。市と事業者がそれぞれの役割を担いながら、共に一つの目標に向かって進めていくものだと思っています。

外部の専門知識の活用は不可欠ですが、職員が企画段階から主体的に関わることで課題を把握し解決する経験を積むことができますし、現在もその状況にあります。こうした協働のプロセスを通じて、職員が継続的にスキルやノウハウを蓄積していくことが、今後重要であると考えております。

内製化のみを理想とするのではなく、外部委託のメリットを生かし、適切な役割分担を維持しながら、職員の専門性を高めていく体制を目指していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 先ほどの答弁でありました主体性という言葉は非常に大切な観点かなと思います。

ここで少し視野を広くするんですけども、職員の業績評価について、こういった計画策定やプロセスなどに取り組んだ場合に、もちろん評価対象等を定める必要があると思うんですけども、評価をしていくことでも職員の人材育成、またやる気の向上にもつながると思うんですけども、連動する考えがあるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
新谷総務部長。

○新谷総務部長 職員の業績評価に関しましては、職員自身が目標を定めて、それに対しての遂行を評価するようになっております。ですので、自動的に計画策定を評価するというのではなく、職員自らの目標に立てたものに対しての評価をしていく、職員が計画策定を目標として挙げれば、それが評価項目になるという今システムになっております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 自動的ではないというところで、職員のまず項目として挙げるというところがスタートかと思うんですけども、であれば計画策定を担当する職員がいた場合に、それが貴所の評価項目として挙げられる体制というのは整っているという理解でよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 職員の目標に当たりましては、管理職のほうのチェックも入りますので、その時点で課の目標として計画が今年度の目標にふさわしい、その職員にとっての目標にふさわしいということで、両者の協議の下、決定をすると思います。ですので、今後計画を策定することにおいての目標設定というところは、組織的に可能であると考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 主体性を持ってしていくとなったときには、しっかりとして項目として挙げていただきたいなと期待しております。

次の質問に移ります。

2026年3月に安芸高田市人材育成基本方針を改定し、4月にデジタル人材育成基本方針を策定しておりますが、デジタル技術の活用によって外部委託の機会やコストを軽減することにつながるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

デジタル技術の活用により、全ての外部委託やコストを削減できることではないと考えています。

一方で、生成A Iをはじめとするデジタル技術の進化により、これまで外部に委託していた領域の一部を職員が担えるようになる可能性はあります。市と事業者の在り方も、今後変わってくるものだと考えています。

高度な専門性を要する領域や、責任の所在を明確にする必要がある業務については、引き続き事業者との協働が必要です。しかしながら、職員が生成A Iを積極的に活用することで、これまで外部委託に頼っていた業務を内製化できる場面も増えてくるのではないかなと思います。

そのため、職員へのA I活用の浸透とスキルアップを継続的に図りながら、事業者との適切な役割分担の下、効率的かつ安全な行政運営に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 前向きな答弁をいただきました。

大枠2つ目に移りたいと思います。子どものスポーツ・文化活動について伺います。

本市では、今後中学校統合も進める中で、将来的に子どものスポーツや文化活動を保障していくことを市としても取り組む必要があると考えます。

広島県は、2026年7月に部活動改革推進計画を策定し、2028年度までを改革実行期間の前期と位置づけています。今後、取組が期待される部活道の地域展開について、以下伺います。

(1) 本市のように人口減少・少子化が進む地域における部活動の地域展開の課題はどんなものがあるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 部活動の地域展開に当たりましては、指導団体や指導者の確保、生徒の移動手段の確保、練習場所の調整など、多くの課題が存在しています。生徒の安全確保を大前提として、安心安全にスポーツ活動、また文化活動に親しむことができる持続可能な運営体制の確立に取り組む必要があると考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 次の質問に移ります。

(2) 本市では、現在、中体連の地域クラブとして認定されている団体は何団体あり、どのスポーツで認定されているか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 本市において、令和8年度広島県中体連の認定登録団体は1団体です。安芸高田ハンドボールクラブがそれに当たります。男女共学校の部活動ではなく、地域クラブ活動として大会等に参加をしている状況です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 2025年度までが改革推進期間だったと思うんですけども、そのときにスポーツ協会というところを設立して18種目、その他も含めるとまだあるのかと思うんですけども、今現在、中体連として認定されているのが1団体というところで、これに関して総括というか、受け止めがあれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 本市のような中山間地域においては、なかなか受入れ団体、それから指導者の確保というのが難しい状況がございます。全体とすれば県内でもかなり競技の受入れであるとか、話が進んでいる地域もございますけれども、全体としては本市はまだ遅れているほうだと認識しております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 できることであれば、子どもの部活動の体験格差というところを少しでも解消していくために、増やしていくというところを前向きに進めていただきたいと考えております。
次の質問に移ります。

(3) 地域クラブを運営する団体において、その維持のために費用がかかると想定します。もちろん参加費等で保護者、親御さんからの収入もあると思うんですけども、市として体制を整備するために、例えば本市のまちづくり助成金のような取組が地域クラブの運営団体が対象として存在すれば一助になると考えますが、所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
部活動を地域クラブ活動へ展開していくためには、活動費や指導者への謝金など経費が必要になってまいります。
市として中学生の持続可能なスポーツ及び文化活動の振興を包括的に進めるためにも、公的な補助金を創出していく必要があると考えています。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 先ほど答弁にあった公的な補助金というところで、具体的なイメージがもしあれば伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 中学校の部活動につきましては、本市として多くの、今現在、公的な助成を行っております。例えば、中体連への登録料、試合への参加料、中国大会あるいは全国大会出場時の補助金等を予算化している状況です。
部活動の地域展開後につきましても、子どもたちのスポーツ振興、文化活動の振興という観点からは、継続して助成する仕組みが必要と考えています。そのため、新たな助成制度の創設も視野に入れ検討していきたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。

○佐々木議員 最近の物価高や安全性の確保などで、遠征等にもお金がかかるという状況は十分認識しております。かつ広島県では、広島版「学びの変革」推進寄附金という項目で、部活動の地域展開へ活用する寄附を受け付けているようです。

本市としても周知広報をして、この寄附については特定の市町への寄

附というのを指定できるというところを書いてありましたので、そういったところをしっかりと活用していただければよいかなと考えております。

しかしながら、この寄附金の募集期間は今月中までというところなので、なかなか広報は難しいんですけども、そういったところもあるので、いろんなものを含めて活用していただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

(4) 本市は中学校統合を控え、期限があるとも言える状況の中、部活動の地域展開も含めての体制整備は、どのような部活動を中学生に享受していくか、どのように取り組んでいくか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 基本的には、広島県の部活動改革推進計画に基づき、本市の部活動地域展開の方向性について、具体化していく必要があると思います。

既にそのための協議は開始しておりまして、市長とも合意形成を図りながら、今年度中には今後の取組に関する方針等を公表できるよう準備を進めているところでございます。中学校の統合時期というのも1つの目安になるかと捉えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐 々 木 議 員 こちらも前向きな答弁をいただいたと理解しました。

大枠3つ目に移ります。地域での互助ができる環境整備について伺います。

人口減少と高齢化の中で、地域内で発生した支障や問題がこれまで個々人で解決できていたことも、今後できなくなる可能性が出てきています。行政対応を待つだけでなく地域で対応可能な人を募り、地域内で解決できる仕組みの可能性について、以下について伺います。

(1) 私有地の支障木や草刈りなどの管理は、所有者が行うことが原則だと認識しておりますが、高齢化によって対応できなくなっている事情があることについて市の見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

まず、私有地における支障木の伐採や草刈りなどの維持管理は、基本的には土地所有者が負うべき管理責任という観点から、所有者や関係者自身において処理されるべきものと捉えています。

まずは、所有者や関係者による自主的な管理を促すことが基本であると考えています。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 自分もそういう認識です。

最近でいけば、支障木に関しては松枯れ等の倒木の危険性がある木が増えていることや、山林に人の手入れが入らないことによって、檜の木などのすぐに大きくなる木の樹木が道路に倒れるリスクなどが考えられます。そういったものを含めて次の質問に移ります。

(2) 所有者が管理困難な場合に、解決することができる地域住民がいることは、この地域で暮らしていく上で安心につながると考えますが、そのサポートの必要性について市の考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

人口減少や高齢化が進む中においては、私有地の草刈りや樹木の管理が困難となる事例は、地域全体の安全や景観に直結する課題だと思っています。

こうした身近な困り事に対して、地域住民が主体となって地域で支え合う仕組みをつくるサポート体制の構築については、必要性があると考えています。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 サポート体制の必要性について答弁いただいたと思います。

(3) に移ります。有償ボランティアやデジタル地域通貨を活用した互助のできる環境整備がこれから重要になると考えております。

他市町でも事例があり、京都府福知山市大江町毛原は、デジタル地域通貨導入に加え、互助の仕組みも市外にも展開し、関係人口創出につなげている地域の一つです。ほかにも岐阜県可児郡御嵩町は、町有地の草刈りボランティアについてポイントを発行しております。

地域の実情に合った制度を構築することについて考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

地域の実情に応じた仕組みづくりとして、広島市内などから実際に足を運んでいただき、草刈りなどの活動に関わっていただくことは有効な手法の一つだと思います。

そのため、まずは都市部と中山間地域をつなぎ、農作業などの体験を通じて関係人口を創出する県のマッチングプラットフォーム「さとまちプラス」を活用し、地域の困り事を発信していきます。

今後は、多様な手法を組み合わせながら、地域に即した支え合いの仕組みづくりを進めていきたいと思っています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

- 佐々木議員。
- 佐々木議員 先ほどのさとまちプラスですけども、既にスタートしている制度なのか、これからどれぐらいの時期を目安に行うような事業なのか教えてください。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。
- 黒田企画部長 このさとまちプラスにつきましては、広島県のほうのプラットフォームなんですけれども、現在、立ち上げを完了いたしまして、地域の困り事を県のほうで集約して、ホームページ等での運用が今スタートしたところでございます。
今後もこのプラットフォームを活用していきたいというのが市の考えでございます。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。
- 佐々木議員 スタートしたばかりということで楽みな面が多いんですけども、広報をしっかりしていただきたいと思いますが、どのような広報をされるか伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。
- 黒田企画部長 このさとまちプラスにつきましては、地域の困り事をそのプラットフォームに掲載することで、都市部との関係人口をつくっていくという事業になっております。
このプラットフォームを活用して、市が抱える課題を提出したものにつきましては、安芸高田市のほうでもLINEとかSNS等を使って、同様に募集あるいは広報のほうをしていきたいと考えております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
佐々木議員。
- 佐々木議員 LINEやSNSというところだったんですけども、質問の最初のほうにもありましたが、高齢化によってというところで、困っている方は恐らくLINEやSNSというところにも使い慣れてない方がいらっしゃるのではないかなと思いますので、そちらのサポートも含めていただければと考えますが、改めて考えを伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。
- 黒田企画部長 先進事例のほうをいろいろ勉強させていただく中で、京都の福知山では回覧等を使ってそういった募集もしておるというような事例も拝見いたしましたので、そういった手法も地域と一体となつての活動となりますけども、市としてはそういった広報での後方支援をしっかりとしてい

きたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 広報での後方支援をお願いします。

(4)に移ります。困り事を抱える人が、その困り事を発信し解決できる人を募り、困り事を解決していく、解決した人はポイントを獲得して、たまったポイントは市内の施設で利用できるという流れは、地域経済の循環にもつながると考えますが、市の考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

助け合いの精神と地域経済の循環がつながった持続性のある仕組みは、必要であると考えております。佐々木議員に紹介いただいたのは、多分地域通貨のけーらだろうと思います。

本市では、人口減少や高齢化を見据えて、既存の地域コミュニティや支援ネットワーク強化を進めている段階であり、まずは市と地域が話し合いを重ねながら、困り事を把握していくことから始めたいと今取り組んでおります。

今後の在り方として、地域振興会などが主体となり、助け合い活動の企画・運営や地域通貨の発行などに取り組んでいただく形も考えられます。

市としては、地域の自主性を尊重しつつ、情報発信や広報など、運営をスムーズに進めるための後方支援ができればと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 先ほどの答弁の中にも振興会のほうが間に入るというかつながって、地域住民の方々とそういった困り事というところを集約していくことになるのかなと理解しました。

振興会も同じように高齢化が進んでおり、その辺りの全世帯がしっかりと連携してできるような取組になっていただきたいなと考えるんですけども、最後に地域経済の循環、さらにこれからの安芸高田市が暮らしやすい地域になるためにも、こういったところをどのように推し進めていくか、最後に市長の考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

まず、今既に集落支援員というのを各町に配置しております。この活動内容、それぞれの集落支援員の思い、あるいはその地域の課題に向けて、

それぞれいろんな形で取り組んでもらっております。

そういった意味で、今回の御提案いただいた内容については、あくまで行政はサポート、後方支援をしっかりしていきたいと思います。行政から伝えたというか、仕組みをつくってやるんでは、なかなかうまく展開できないと思いますので、一番困っておられる地元地域の皆様の思いが、こういったそれぞれの町によって、地域によって形は変わると思います。

そういった中で、一番その地域に即した有効性のあるシステムを構築させていただければと思います。そういった意味で、集落支援が伴走する役割をすると思いますし、そういった挙がってきたことについてはしっかりと市のほうで伴走後方支援をしていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

佐々木議員。

○佐々木議員 これで佐々木の一般質問を終了します。

○石 飛 議 長 以上で、佐々木議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

3番 熊高議員。

○熊高(慎)議員 3番 熊高慎二です。質問通告に基づきまして、大枠3点、順番に伺ってまいります。よろしくお願いいたします。

それでは1点目、改正下水道法を踏まえた下水道事業の今後について伺いいたします。

2025年1月に埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故を教訓として、老朽化した下水道管の点検強化や維持管理の徹底、情報公表の義務化などを盛り込んだ下水道法等の一部を改正する法律が成立しました。

本市においても、高度経済成長期以降整備されたインフラの老朽が進む中、市民の安全安心な生活を守るための法改正の対応と今後の下水道マネジメントの在り方について、以下伺いいたします。

(1) 市内における下水道管の老朽化状況の把握と点検・診断への備えについてお聞きします。

①市が管理する下水道管の経年劣化の現状と、これまでの点検・調査の進捗状況について伺いいたします。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 熊高慎二議員の質問にお答えいたします。

本市が管理する下水道管路施設は、昭和56年に供用開始した農集の向井原処理区が最も古く、供用開始から45年を経過しております。他の処理区についても標準対応年数の50年を順次迎える状況で、現在、下水道法に基づき、5年に1回以上の管路点検を行っている状況です。

以上です。

- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 状況についてお聞かせいただきました。
②です。本市の課題についてお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
現時点で、緊急に対策が必要な状況ではありませんけども、今後、点検結果を踏まえ、下水道管路等の更新を実施する必要があると認識しております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 ③です。今後、国や県から基準の具体化が予定される中、法改正の趣旨を先取りし、どのように点検・診断体制の強化を図っていく方針かお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
下水道法の一部を改正する法律は、来年1月頃、施行を予定されています。施行後においても、下水道法に基づき費用対効果を考慮し、必要な点検を実施するとともに、限られた予算と人員の中で、市民の皆様の安全安心な生活基盤を守っていきたいと考えております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 では(2)です。維持管理状況の公表と計画的な改築・修繕に向けた取組についてお聞きします。
①法改正による維持管理状況の公表義務化に向け、将来的に求められる維持管理状況や診断結果等の住民への情報公表に関し、現在の管路データの整理状況についてお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
現在、下水道管路台帳については、DX化に向けた協議を行っている状況です。
また、管路点検結果報告については、電子データでの提出を受けており、今後、情報公開に向けて取り組んでいきたいと考えています。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

- 熊高(慎)議員 D X化に向けた協議をされているというような御答弁だったと思いますが、これは4月から始められたんでしょうか、お伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
佐々木建設部長。
- 佐々木建設部長 まだスタートした段階ですので、今後どのように整備をしていくのかというところを今検討しているところです。
建設部においては、下水道台帳だけではなくて、水道台帳もあって、道路台帳もあって、河川台帳というのは多分あると思うんですけども、そういった台帳も含めて、一体でできれば整備をしていきたいと考えておりますので、この下水道法の改正によりまして下水道の順番というのが上がってきましたので、まずは下水道のほうで単独でやっていこうという方向で今D Xのほうと調整をしているところです。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 ありがとうございます。引き続いてよろしくお伺いいたします。
では②です。今後求められる情報公開についての具体的な進め方についてお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
管路点検結果等の情報公開については、下水道法の改正に伴うガイドライン等に沿って対応していきたいと思っております。ホームページ等により公表を検討していきたいと考えております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 次に行きます。
予防保全型への転換や財政負担の平準化というのは、本市の下水道事業における最優先の課題の一つであると考えております。
そこで③です。道路陥没事故を未然に防ぐための予防保全型への転換及び計画的な修繕を推進するに当たり、中長期的な収支見通しや財政負担の平準化にどのように取り組んでいくかお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
管路の計画的な修繕・改築には多額の投資が必要となるため、ストックマネジメント計画等を策定し、特定の年度に財政負担が集中しないよう、計画に沿った更新工事を行っていきたいと考えております。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高(慎)議員 続いて(3)に行きます。経営戦略への影響と財政負担の懸念についてお聞きします。

①令和8年第1回定例会の一般質問において、同僚議員から下水道事業について質問がありました。今回、法改正に伴う点検の厳格化や将来の改築費用の増大は、収支計画等へ大きな影響を与えていると考えております。

そこで、安芸高田市下水道事業経営戦略及び経営戦略ロードマップに与える影響と今後の見通しの必要性について、市の見解をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
安芸高田市下水道事業経営戦略及び経営戦略ロードマップについては、おおむね5年ごとに見直しを行うこととしております。

また、時点修正では、今回の法改正に修正が必要な場合は、柔軟かつ迅速に対応し、ホームページ等で掲載していきたいと考えております。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高(慎)議員 これから大きな方向が出るという中で、柔軟に対応していくというような御答弁だったと思います。

②です。点検や診断、修繕の強化に伴い、来年度以降の予算編成における関連経費の増額や財源確保に向け、どのような影響を見込み、どのように対応していく方針かお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
予算編成については、今後、下水道事業への一般会計繰入金の増加及び下水道使用料金の減少等により、財政状況が非常に厳しい状況にある中、下水道施設等の適正な維持管理は必要不可欠であると認識しております。そのため、財源確保については国庫補助金等の活用や事業の効率化及びコスト削減を行うとともに、下水道使用料金の見直しも含め、中長期的な財政負担の平準化を図りながら、予算編成に必要な経費を適切に反映できるよう努めていきたいと考えております。

以上です。
○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高(慎)議員 (4)です。事業基盤の強化及び広域連携支援策の活用についてお聞きします。

①今回の法改正で、導入された都道府県による広域連携推進計画や管理者間の協議等を見据え、県や近隣自治体との広域連携に向けた本市の基本姿勢と今後の具体的な取組についてお伺いいたします。

○石 飛 議 長 暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 58 分   休憩

午後 11 時 59 分   再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

藤本市長。

○藤 本 市 長 失礼いたしました。お答えいたします。

現在、広島県では、下水道施設の水害及び地震発生時の合同災害訓練や応急復旧対応等の連携を実施しているところです。

しかしながら、施設管理、運営面では、各市町の状況が異なるため、あまり進捗していないのが現状です。

下水道法の一部を改正する法律の施行に伴い、広域連携推進計画を策定する制度が創設する中、県及び他市町との課題を共有し、問題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 9月2日の中国新聞に掲載されていましたが、8月20日に広島市内で、地下占用物において情報共有する連絡会議が行われたという記事でした。

会議では、下水道管路の不具合や改正下水道法の法案についても情報共有がされたというような記事でしたが、この会議の詳細、開催頻度とか目的などをお伺いできればと思うんですが、お願いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

佐々木建設部長。

○佐々木建設部長 この会議におきましては、中国地方整備局、広島国道事務所が主催した地下占用物連絡協議会ということで、5月14日が第1回、第2回目が8月20日に行われたものです。

誤解があったらいけないんですけども、市内にある下水道管というのは約270キロぐらいありますが、この270キロが全て対象では実はありません。この点検の対象になっているのは、2メートル以上の管となっておりますので、本市で言えば150ミリ、いわゆる15センチ、20センチといったものが全体の約90%以上を占めていますので、このうち安芸高田市が対象になっているものについては、腐食のおそれがあるというところで、今、市にあるものは約14キロ程度となっております。

これについては、今回の第1回の中でそれは報告をさせていただいた

ところですが、安芸高田市においては、不具合の箇所はないということで報告をさせていただきました。

今後、第2回については、その下水道法が改正されるということで、これらを今度公表しないといけないということになりますので、今後それらについての協議、話し合いについて行ったものであります。

以上でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 詳細な説明をいただきましたのでよく分かりました。

今後、国・県の連携、さらに重要になってくるのではないかと考えております。そういった様々な会を通じて、引き続き情報収集の取組を進めていただきたいと思います。と思っています。

そして、間もなく始まります決算審査においても、下水道事業の財政状況は厳しい状況にあるという説明があると思いますけども、今回の法改正では、国や県との緊密な連携の下で、本市のインフラの安全性を高め、同時に財政状況を健全化していく大きな転換点でもあるのかなと考えております。

市民の安全安心な暮らしを守りつつ、将来にわたって持続可能な下水道の状況をどのように実現していくのか、市長、力強い御決意をお伺いしたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 いつも強い決意をとということでお伺いいた لكنですけども、老朽化しているという現状があります。幸い、ただ大型な下水道がないということで、大事故になるリスクは少ないかなと思いますけども、それでも事故がありますと生命に危険があることもあります。

そういった中で、最終的には財政的なところになりますけども、計画的にマネジメントをしながら、更新もするところは定期的に、計画的にやりながら、市民の皆さんの負担を最小限に抑えられるように、そして安心安全な下水道・上水道を整備していくように考えていきたいと思っています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 力強い御答弁をいただきました。後半も力強い御答弁をいただきますので、引き続いてお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

○石 飛 議 長 熊高議員に申し上げます。

質問の途中ではございますが、おおむね1時間以上がたちましたので、ここで13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時04分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
引き続き質問をお願いいたします。
熊高議員。

○熊高(慎)議員 引き続いて質問させていただきます。
2点目に参ります。民間事業者等との防災協定の実効性についてお伺いいたします。

本市は、建設業や燃料供給、物流、福祉、さらにはインフラ関連など、非常に多くの民間事業者や団体と多様な防災協定が締結されております。関係団体の皆様、協定を結んでいただきありがとうございます。こうした協定が実際の災害時にスムーズに機能するためには、平時からの連携や検証が不可欠です。

また、近年は気象変動の影響による猛暑が常態化しており、避難所環境の改善は急務であります。そこで、次の点についてお伺いいたします。

(1) です。本市が多種多様な民間事業者等と締結している数多くの防災協定に関し、締結後の内容が形骸化せず、いざというときに確実に機能するよう、市として日頃から協定内容の定期的な点検・更新、実効性の検証をどのように行っているか、その現状をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
本市は、自治体や民間事業者など71件の協定等を交わしております。そのうち、行政機関を除くものは50件です。

協定内容の点検・更新等は、主に年度当初や防災計画修正時に行っており、更新する場合の大半は、事業者側からの申出に基づいた連絡先や名称の修正です。

協定先が防災会議の委員である場合は、防災計画の修正と併せて、協定に関する意見をもらいます。その他は、担当者が協定記載内容を目視で確認し、必要に応じて協定先に問合せをしております。

実効性について特段の検証作業は行っていないまでも、平素の業務における連絡体制、また、過去の災害等で実際に運用した実績や訓練・研修等での連携状況から、主要な協定については、有効に機能しているものと思っております。しかしながら、検証については必要であると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

- 熊高(慎)議員 71件で、民間事業者とは50件というような御答弁だったと思いますが、協定の期間についてお伺いをしてみたいと思うんですけども、協定の期間というのは多くの協定で自動更新が採用されていたと思いますが、この見直しの中で終了した協定というのは過去にあったんでしょうか、お伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。
- 神田危機管理監 はっきり覚えておりますのが、VACANとの避難所の混雑状況を把握するアプリの協定を廃止しております。これは広島県が行っているシステムで対応が十分であるというところが分かりましたので、これは廃止しております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 御紹介いただいたように、災害時避難施設に係る情報の提供という協定がございました。こちらも昨年6月の定例会で機能が拡充されたことに伴い利用を停止されたというような御答弁もあったので、こちらの協定のほうは終了したというような御答弁だったと思います。
(2) です。協定提携先との間において、実際の発災を想定した具体的な連絡調整訓練や、物資供給・施設利用に関する合同訓練などはどの程度実施されているのかお伺いいたします
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
実際の災害を想定した訓練としては、2023年度と昨年度にヤマト運輸と連携して物資輸送に関する訓練を行ったところです。また、今年度はスターライト工業と災害時のトイレ対応に関する訓練を計画しております。
過去には、国際交流協会及び社会福祉協議会と外国人のための避難訓練を行ったことがあります。
施設利用については、J Aひろしま吉田支店を避難先として吉田保育所・みつや保育所が避難訓練を行っております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。
- 熊高(慎)議員 訓練状況について御紹介いただきましたけども、例えばヤマト運輸の御答弁がありましたけども、規模感、職員とかヤマト運輸さんの職員の数とかどういった感じでされたんでしょうか、お伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。

- 神田危機管理監 昨年度行った訓練では、おおむねヤマト運輸さんが10名ぐらいいらっしやったかと思います。職員のほうは二度に分けて、おおむね20名ずつの40名ぐらいが参加したと記憶しております。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 熊高議員。
- 熊高(慎)議員 では(3)です。そうした訓練を通じて見えてきた連携上の課題についてお伺いいたします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
- 大規模な災害においては、場所と人員が課題ではないかと考えております。ヤマト運輸との訓練を通じて受けた印象は、物資を受け入れて保管し搬送するための適当な場所・スペースが不足しているということです。
- また、災害時には事業者の側も被災している可能性もあります。事業者の中には、一般市民への対応もしなければならない事業者もあります。
- 昨今の人手不足の中、災害時にどの程度の職員が対応できるか、未知数と言えます。仮に対応が困難な場合には、他の協定先や広島県など広域連携を通じた支援による対応を考えております。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 熊高議員。
- 熊高(慎)議員 見えてきた課題を、またアップデートしていただくことも大切だと思います。その中で、協定内容についても、随時改定していくことも大切だと考えております。
- その中で(4)です。激甚化・頻発化する自然災害や近年の気象変動に対応するため、既存の防災協定の内容についても、時代に即した見直しや更新を行っていく必要があると考えております。
- 特に、冷房設備が導入されている避難所であっても、体育館等の広い空間では苛酷な暑さが続く現状を踏まえ、効率的に冷やす仕組みとして、空気の循環を促す大型サーキュレーターや扇風機等の調達について、民間事業者との物資供給協定等への追加や、運用面での強化を図るべきだと考えますが、市の見解を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
- 現在、避難所38か所のうち、冷房機能が懸念される避難所は8か所です。そのような避難所に対応するため、小型の冷房装置(スポットクーラー)1台と大型扇風機16台を用意しております。加えて、選挙管理委

員会が保有するスポットクーラー1台も使用できる状態です。

御指摘の大型サーキュレーター等については、緊急レンタルという形になろうかと思えますけども、検討する価値はあると考えております。

一方で、県や国の支援を通じた資機材調達も一つの方法だろうと思えますので、多角的に供給が受けられる調達ルートを確保をしていきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 随時検討していただきたいと思えます。

議会地域懇談会も文化センターホールを借りて行ったんですけども、非常に効きが悪くて、大変暑い状況も続いておりますので、そういった意見も会場で出てたんです。ぜひ避難所の環境改善のためにも、いろいろ検討していただきたいと思えます。

ここで改めまして、日本各地で発生している災害により被災された皆様に、心よりお見舞いを申し上げたいと思えます。定例会初日に、市長から紹介がありましたけども、熊本地震の被災地支援として、本市からも消防署の予防課、消防総務課、危機管理課の皆様には、救急隊や住家被害認定調査に御尽力されたことに対して、深く敬意と感謝を申し上げたいと思えます。

苛酷な現場で職員の皆様が経験された貴重な教訓や知見というのは、本市の今後の災害対応力や防災協定の実効性を高める上で、決して欠かすことができない経験になったのではないかなと私も感じております。防災拠点の実効性を見直しについても情報収集に努めていただき、今後に生かしていただきたいと思えます。

市長におかれましては、こうした現地での貴重な経験を今後の災害対応にどのように生かしていくお考えなのか、この大枠最後に御見解をいただきたいと思えます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

定例会冒頭でもお話をしましたのと、今、熊高議員よりも紹介がありました、本市からも救急消防隊と人家の家屋調査に職員を派遣しております。

今、自治体レベルでの協力というか派遣は終了して、派遣した職員全て帰ってきております。今朝も廊下で擦れ違ったんですけども、一般質問の前だったんで詳しくは聞けなかったんですが、またゆっくり聞かせてねということで別れたんですけども、そういった体験をした職員と意見交換というか、どういう状況であったのかというのを聞かせてもらい、当市のいつ起こるか分からない災害に、安芸高田市の職員としてもどの

ように心構えをしておくかということの参考にもなると思いますので、そういったところをしっかりと意見交換し、職員に共有していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 次の質問に参ります。

3点目です。市長就任2年を迎えた市政の総括と今後の市政運営について伺いいたします。

市長就任から令和8年7月をもって任期の折り返しを迎え、市政は後半へと突入いたしました。この前半の2年間に於いて掲げられた各種政策や行財政改革が市民生活や地域経済、さらには行政運営にどのような変化をもたらしたのか。これまでの成果を総括するとともに、本市が直面する課題を踏まえ、残された任期における最優先課題や市政運営の決意について、次の点をお聞きいたします。

(1) これまでの主要施策の成果と評価について伺います。

就任から2年間に於いて、特に注力してこられた重要施策が市民生活や行政現場、とりわけ市職員の意識にどのような変化をもたらし、どのように浸透していると捉え、自ら評価されているのか、市長の見解をお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

市長就任以来、「まとめる」、「あつたか」、「やりぬく」の3つの基本姿勢の下、5つのビジョンを柱に据え、行財政運営を進めてまいりました。既存の枠にとらわれることなく、行財政改革を常に意識し、持続可能な自治体運営を目指しております。全庁を挙げた行財政改革に取り組む中で、職員のコスト意識や課題に対する当事者意識は確実に高まっております。

また、予算編成に当たっては、これまでの慣習にとらわれないゼロベースでの事務事業の見直しが浸透しつつあります。

市民に寄り添う姿勢を土台に、職員が自発的に行財政改革や新規施策を提案する風土が生まれ始めていると実感しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 (2) です。直面している主要な課題と今後の見通しについて伺います。

人口減少や少子高齢化、地域経済の活性化、さらには財政健全化など、本市が現在直面している課題に対し、これまでの取組で得られた教訓や

計画どおりに進捗しなかった点も含めて、市長はどのように総括されているのか伺いたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

総括という部分もありますので、少し長くなるのでお許しいただきたいと思います。

人口減少や少子高齢化、地域経済の活性化、財政の健全化については、それぞれ別々の課題ではなく、全てがつながっている本市の最重要課題であると認識をしています。市長就任から2年、私が改めて強く感じていることは、これまでと同じ行政運営を続けるだけでは、安芸高田市の将来を守ることはできないということです。

人口減少について申し上げれば、残念ながら、短期間で人口を増加させるという特効薬はありません。だからこそ、私は人口減少という現実から目をそらさず、人口が減少する中にあっても、市民の皆様が安心して暮らし続けることのできるまちをどうつくっていくかという視点が重要だと考えています。

そのためには、子育て支援や教育、農業・商工業の振興、雇用の確保など、人口減少を少しでも緩やかにする取組を進める一方で、人口規模に見合った行政サービスや公共施設の在り方についても、同時に見直していかなければなりません。これは単なる縮小ではありません。限られた人材と財源を本当に必要なところへ振り向け、市民サービスを将来にわたって持続させるための再構築であると考えています。

中学校の統合についても同様です。少子化が進む中、これまでと同じ学校規模を維持することだけが、子どもたちにとって最善であるとは限りません。私は、学校を残すことそのものではなく、子どもたちにどのような教育環境を残すかを第一に考えるべきだと思っています。

一方で、資材価格や人件費が大幅に上昇する中、当初の計画に固執し、多額の財政負担を将来世代に残すことも責任ある判断ではないと思っています。そのため、中学校統合を進めるという基本的な方向性は維持しながら、校舎整備については既存施設の有効活用も含め、より現実的な持続可能な方法へ見直す判断をするため、現在慎重に検討をしている状況です。

計画を変更することに対して、様々な御意見があることは承知しております。しかしながら、私は一度決めたから変えないことが責任なのではなく、状況が変われば、よりよい方向へ決断を変えることも責任であると考えております。まさに、融通無碍の精神で取り組んでまいりたいと思います。

公共施設についても同じです。人口減少する一方で、全ての施設をこれまでと同じ規模、同じ形で維持し続ければ、維持管理や更新に必要な

負担はいずれ次の世代に先送りされます。残してほしいという声に耳を傾けることは当然でございます。しかしながら、市長として今だけを見るのではなく、10年後、20年後の市民に対しても説明できる判断をしなければならないと考えています。

財政についても、単に支出を削ればよいとは考えていません。削るべきものは削る、一方で子育てや教育、地域経済、農業、将来の税金や所得につながる取組には、必要な投資をする。私は、何でも残す財政でも何でも削る財政でもなく、選択と集中によって未来へ投資できる財政をつくることが重要と考えています。

この2年間、計画どおりに進んだことばかりではありませんでした。思うような成果につながらなかったものもありますし、社会情勢の変化によって見直しを決断したこともあります。そこから得た最大の教訓は、行政にとって最も避けなければならないのは、失敗することではなく、課題が分かっているながら先送りすることだということです。人口減少も、公共施設も、学校も、財政も、先送りすればするほど、次の世代の選択肢は少なくなります。

だからこそ、私は残る任期においても、必要な改革から逃げることなく、一方で市民の皆様への説明を尽くしながら、決断すべきことは決断してまいりたいと思います。今あるものを全て守るのではなく、将来に本当に必要なものを守るために、今変えるべきものは変える、そういった覚悟を持って、持続可能な安芸高田市を次の世代につないでいきたいと思っています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 簡単にまとめた施政のような、安心して暮らせるまちにするんだ、課題を先送りしないんだというような市長の思いが詰まった御答弁をいただいたと思います。

(3) です。残り2年の任期で最も注力すべき優先課題について伺います。

残された任期の中で、市民生活の向上や持続可能なまちづくりのために、特に最優先で形にしたいと考えている具体的な事業や政策は何か、市長の今後の決意も併せてお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 残りの2年間は、これまでの検討を具体的な事業として確定させ、実行段階へ移行する重要な期間であります。その上で、私が最優先課題として位置づける事項は、次の3点です。

第一に、中学校統合および新中学校整備の具体化であります。

本市の中学校教育は、生徒数の減少により教育環境の維持・向上が困

難となることが確実です。このため、中学校統合と新中学校整備は、将来の教育水準を確保するため最重要施策として、残りの2年で必ず具体化を進めます。特に、基本構想・基本設計の確定、用地の最終決定、財源計画の提示、この3点は開校に向けて不可欠であり、任期中に確定させるべく必須事項であると思っております。教育は本市の将来を左右する基盤であり、丁寧な対話を重ねながら、事業の具体化を確実に前進させてまいります。

第二に、地域交通及び生活支援の持続可能な仕組みづくりです。

高齢化が進展する本市において、移動手段の確保は生活の質を左右する重要な政策領域です。

具体的には、地域交通体系の再編、買物支援の常設化、集落支援員の機能強化、市公式LINE等を活用した生活支援サービスの拡充、これらを通じて、地域間の格差を生まない移動と生活の基盤を確立してまいります。

第三に、医療・福祉の安心の強化です。

J A吉田総合病院を中心とした地域医療体制は、本市の生命線です。看護師奨学金返済支援制度の創設など、医療人材確保に向けた取組を開始したところですが、今後は、医療・福祉の安心を市民が実感できる水準へ上げることが最優先として取り組んでまいります。

具体的には、医療機関同士の連携強化、健康づくり事業の本格実施、高齢者の見守り・生活支援の拡充、介護人材確保支援の強化、これらを体系的に進めることで医療・福祉の持続可能性を高め、市民の安心を確保してまいります。

以上の3点を残り2年の任期における最優先課題として位置づけ、準備段階から実行段階へ確実に移行させることにより、本市の将来に必要な基盤整備を着実に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 最優先に取り組む3点ほど挙げていただきましたけども、様々な課題があると思います。その中で3点を挙げられましたけども、前回の定例会で循環型社会について議論がありましたけども、市長が視察に行かれるなど、これからまた力を入れていかれるのではないかと感じておりますが、詳しい内容は明日の一般質問でもありますので、ここでは最優先の3点には入っていないけども、力を入れていく取組か方針かだけ伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

循環型社会の確立については、先ほど紹介いただきましたように、視

察に行かせていただきました。先進地の事例を基に、安芸高田市にどういった形で展開ができるかというのは、まさに今から構築していくものでありますので、3点には入ってませんけども、当然取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 ②に行きます。先ほど述べられました3点の重要施策を推進するに当たりまして、持続可能な財政運営を堅持するための具体的な財政目標値の見通しについてお伺いいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

持続可能な財政運営に向けて、2026年4月に財政健全化計画を改定いたしました。集計結果による現状の収支見通しでは、2027年度からの4年間の経過期間中は、全ての年度においてマイナス収支となります。そのため、これまでの取組を今後も継続した上で、さらに歳入確保対策と歳出削減対策について取り組み、プラス収支にしていきます。

特に行財政改革の取組が、昨年度から副市長をトップとした庁内横断的な組織により進捗管理を毎月行い、取組を着実に進めております。重要施策を推進しつつも、将来世代に過度な財政負担を先送りしないよう、財政推計のローリングを毎年実施し、具体的な目標数値を厳密に管理していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 見通しについても今お話しいただきましたけども、これからこども園とかジビエの加工場、中学校統合、消防庁舎の建て替えというのもありましたけども、大型事業が検討されております。

昨年12月、市長の対話集会や財政状況についても資料を分かりやすく説明されておりましたけども、先ほど大型事業を盛り込んだ中期的な財政の見通し、先ほど2027年からマイナス収支にもなるんだというようなお話もありましたけども、そういった財政の見通しについて説明してほしいという市民の意見も聞くことが多いので、財政見通しの説明について、市長の対話集会等で検討していただけますでしょうか、よろしくお願い致します。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

市民の皆さんが状況を把握してもらうというのは大変必要だと思います。

す。方法はいろいろあると思いますので、適宜そのときの判断で、市民の皆さんに分かりやすく提案というかお示しするようにやっていきます。
以上でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高(慎)議員 (4)に行きます。市民との対話と情報発信の在り方についてお聞きします。

後半の市政運営に当たり、市民と対話をどのように深め、多様な民意を施策への確に反映していくのか、今後の情報発信の在り方と合意形成に向けた市長の決意を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

市長就任から2年が経過し、一貫して「対話からの前進」というのを市政運営の基本軸に、市民の皆様の多様な意見を尊重する寛容な改革を推進してまいりました。

これまでの歩みを踏まえ、後半の市政運営については、市民と行政が日常的に対話を深める仕組みづくりを一層進めるとともに、テーマ別や地域別、団体別の対話集会を通じて、市民及び地域が抱える課題を全庁で共有し、施策改善や行政運営の質の向上につなげてまいります。

また、情報発信については、広報誌、ホームページ、各種SNS等の特性を最大限に生かした情報発信を行っていきたいと思います。

市民の皆様と行政が同じ目線で地域の未来について語り合い、協働して目標に向かい行動することで、市政への信頼感はより一層深まるものと信じています。

今後も、市民一人一人の声に寄り添い、確かな合意形成の下、市民と共に歩むまちづくりを全力で前進させていく決意です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
熊高議員。

○熊高(慎)議員 後半戦におかれましても、執行部の皆様が持つ高度な専門性を十分に発揮され、市民生活の向上に向けた積極的な提案や取組を重ねていかれることを大いに期待しております。

私自身もこの12月で任期折り返しを迎えて、後半戦へと突入していくわけですが、身をしっかりと引き締めて職責を果たしていきたいという改めて決意をさせていただきました。

市長、この大枠では思いとか総括というのを聞かせていただきましたけども、市民の皆様へ後半戦への熱いメッセージを最後にいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 熱いということで、外も暑いんで熱くなるかなと思うんですけども、2年間、市政を預かせていただきまして、本当にいろんな課題がありました。しかしながら、一つ一つ前に進めていると思っております。

ただ、見直しをするところも当然あります。そこは市民の皆さんの思いというのをしっかりとお聞かせ願ひ、やはり市民目線に立った改革、変更でないといけないというのは常に思っています。そのことについては、職員としっかりと共有しながら、共に歩む行政でありたいと思いますので、引き続き御理解をお願いしたいと思います。残り2年間、よろしく願いいたします。

○石飛議長 答弁を終わります。

熊高議員。

○熊高(慎)議員 以上で、一般質問を終わります。

○石飛議長 以上で、熊高議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

13番 宍戸議員。

○宍戸議員 13番 宍戸邦夫でございます。あらかじめ通告しております大枠3項目、市長と教育長にお伺いいたします。

まず1点目、安芸高田市誌の編集について、市長にお伺いいたします。

2004年（平成16年）3月1日に安芸高田市が誕生しました。22年が経過いたしました。合併した経緯やその後の市政状況などを市誌として編集するお考えはありますか、お聞きいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

宍戸議員の質問にお答えいたします。

市の歴史や歩みを振り返り、これを確実に次の世代へ継承していくことは、地域の一体感を醸成し、市民の皆様の市政に対する理解を深める上で、極めて重要なことであると認識しています。

また、地域の歴史や市政の変遷は今後も積み重なっていくものであり、その重要性を踏まえ、将来にはこれらの歴史を体系的にまとめた市誌の発刊について検討していくことが望ましいと考えています。

現時点におきましては、合併当時の経緯やこれまでの市政状況を網羅した市誌編さんの具体的な計画はありませんが、令和7年4月号の広報誌において、「市が歩んできたこれまでの20年」と題した特集を掲載し、これまでの市の歩みを分かりやすく市民の皆様に御紹介するなど、歴史を伝えるための取組を着実に進めているところです。

今後も広報誌等を活用し、市の歴史や経緯を丁寧にお伝えすることで、市民の皆様が地域への誇りと愛着を一層深めていただけるよう、歴史継承の取組に努めてまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これは約10年ぐらい前にもこの質問はしたことがある。そのときは、まだ合併して日が浅かったもんですから、市政のあゆみ程度ぐらいで済ますというような状況でありましたが、これはあれから22年、合併して経過いたしました、合併当時の状況がよく分かっておられる皆さんがおられる中で、正しく将来につないでいくということが大事なんじゃないかと思います。

一年一年この市誌というのは、1ページ1ページ積み重ねていくものだと思いますし、その1年間の思いがどういう思いだったかというのも将来につなげていくことも、私は将来見ていく市誌を編集するに当たって大事なんだろうと思い、そういうことで特に2回目の質問をさせていただきました。

発行については、これはまた別な節目節目で大事なときに発行されるかもしれませんが、編集作業というのは常にしておくというのが大事なんじゃないかと思うんです。ですから、もうまとめて30年たったから編集しようというのではなくて、1年1年を大事にするという意味も含めて、この市誌の編集というのを心がけて職員はおくべきだろうと思います。その点について、市長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 宍戸議員のおっしゃることはそのとおりだと思います

行政は一年一年が年度ですから、その年度をしっかりと整理して翌年度へつなげていくということは重要だと思います。

そして、市誌の編さんというものの検討するということは望ましいと私自身も思っています。まとめ方というのはいろいろと形があると思いますので、そういったところでどのような形で年度年度を整理して、来るときにまとめたものをつくるのにふさわしいかというのは内部で検討していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これは市職員の皆さんも、日々このことについて頭の中に入れておくということは、自分の仕事がどういうように歴史として残っていくのかということにもつながりますので、自信と誇りにもなると思いますし、大事なことだと思っております

次の質問に移ります。2番目、安芸高田神楽誌編集について。

安芸高田神楽の歴史などを後世に伝えるため、安芸高田神楽誌の編集を考えてはどうでしょうか、お聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 安芸高田神楽の歴史をひもとく上では、昭和47年に旧美土里町が発行した美土里の歴史と伝説をはじめ、神楽文化の継承と発展に尽力された佐々木順三氏のかぐら台本集など、価値ある多くの文献が受け継がれております。加えて、現在は観光振興なども視野に入れた多彩な資料、例えば、ひろしま安芸高田神楽帖なども整備されております。

これらの多くは、安芸高田神楽の伝統と魅力を深く網羅していることから、現時点において直ちに新たな神楽誌を編さんするという予定はございません。

今後とも、現存する貴重な資料の保全に万全を期すとともに、継続的な調査・情報収集に努め、神楽文化の確実な継承に取り組みたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これは将来の歴史に残るということで、合併して以来、神楽団がそれぞれの町に、先ほど美土里町の紹介もありましたが、高宮町にしても、吉田町にしてもいろいろあるわけです。そこらのことについても、安芸高田市として、市誌として、神楽誌として残しておくということ。

そして、これらについて22神楽団があるようですけれども、それぞれ指導者とかといいますか、代表者といいますか、指導してくださる方、熱心にやっておられる方々のためにも、私はそういう歴史も前例も残した形のようなものがいきておったほうが、それぞれの各町でやっておることが将来目に見えるような形で、今、現在、現存しておられる方のためにも、あったほうがいいんじゃないかと思うんです。

これも先ほどの市誌と同じように、発行するに当たっては時期もあると思います。今は必要でない、将来はあったほうがいいのかというように思いますので、そういうことからして今現存しておる方が覚えておられる、記憶に残っておる間に整備をするような編集を、委員会は町として編集しておくというのは担当課として、教育委員会としても大事なんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 宍戸議員のおっしゃるところについてはそう思います。

今現在、それぞれの神楽団が神楽の保存と伝承のために、それから後継者の育成も含めて、大変活発な活動をされていると思います。過去においても、そういう貢献をされた方々は多くいらっしゃると思います。

それぞれの時代で、どういう方々がどういう活動をしてきたということについては、神楽団等の情報も収集しながら少しずつ整理をしていかなければならないかなとも思います。これに当たりましては、市長部局

とも協議をしながら、少し考えさせていただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 記憶に新しい間に文章として残しておくということが私は大事なんだろうと思います。

次の質問に移ります。3番、第2期安芸高田市スポーツ振興計画についてお伺いいたします。教育長にお伺いいたします。

2023年、令和5年ですが、3月策定された第2期安芸高田市スポーツ振興計画（生涯スポーツ推進）では、スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実について掲げられています。

また、2026年3月策定の第3次安芸高田市総合計画でも、地域連携によるスポーツ振興の推進として、安芸高田市スポーツ協会と連携してスポーツ推進委員の資質の向上と活動の充実を図るとあります。そこで、スポーツ振興の強化に向けた質問をいたします。

(1) 現在のスポーツ推進委員数をお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 安芸高田市スポーツ推進委員は、現在、男性17人、女性6人、合計23人でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 この規則があるわけですが、ここには定数が62人ということになっておるわけです。まだ幅があるように思いますが、そこらの点について、増やすのか減らすのか分かりませんが、定数が62人という、この62人という数字の決め方が理解できませんが、このことについて定数があまりにも幅があるということについての教育長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 現在、確かに定数とすれば62となっております。これは安芸高田市が合併した当時のスポーツ推進委員、旧体育指導委員の数ということで、規則ではその定数がそのままになっている状況だと伺っております。

現在の23人という数字は、それに対しては非常に少ないわけですが、途中でスポーツ基本法が整備をされたときに、当時の委員のところで数の見直しということがされて、実際、62のものが今現在23になった、かなり減ったというように聞いております。

この人数につきましても、少し精査をさせていただきながら、何名というのが適正なのかということも含めて、場合によっては規則の変更ということも考えていきたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員 次の(2)に移ります。スポーツ推進委員委嘱に当たっての選考基準をお聞きいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 スポーツ推進委員の選考に当たりましては、スポーツ基本法の規定に基づき、地域スポーツの振興を担うリーダーとして、これまでのスポーツ指導経験や地域活動への積極的な参加状況などを勘案し、委員の委嘱を行っています。特に市独自の基準というのは、その上には設けておりません。

○石飛議長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員 スポーツ推進に係って、私は安芸高田市は特にスポーツが盛んな町で、スポーツのまち安芸高田市と言っているぐらいだというように思い、今回もまたありますけれど、子どもたちが全国大会へ出場する、この2万5,000人を切る町の中で、これほどの全国大会へ出場できる選手がいるということは、全国的にも珍しいんじゃないかというぐらい思っているんです。それぐらいスポーツが盛んであるし、ある種熱心な行政であるというように認識しておるんです。

そういうことからして、このスポーツというのは、安芸高田市民にも、また日本全体的にも与える影響というのは大きいと思いますし、またスポーツというのは、忍耐とか精神力とかいろんな面で、競技の面でも大変重要な位置づけをしておると思うんです。そういうことからして、またスポーツ基本法についても推進委員というのは非常勤の公務員というような位置づけをしておるわけです。

公務員ということになりますと、国としても重要な位置づけとしておるわけです。そういうことに関して、またこの選考に当たっては、慎重な姿勢が要るんじゃないかと思うんですね。これまでの推進委員の皆さんの活躍というのを見ておりますが、本当に熱心に頑張ってやっておられるということは重々承知しております。

しかし、任期が2年ということもありまして、2年で任期が切れるわけです。次のスポーツ推進委員を選考するということに当たっては、何か基準的なものがないと公正な推薦決定という委嘱はできないのではないかと、できるのかなという心配なところがあります。そこらの点について、教育長のお考えをお聞きいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 スポーツ推進委員、各地域、各町に今、23人いらっしゃるわけですが、なかなか活動の内容というのはそれぞれ違っております。そういうことで、何をもってその基準とするかということも難しいところが

あると思いますけども、少し今現在で教育委員会がその活動状況について十分実態把握というのができていない部分もございますので、そういったところをしっかりと把握しながら、また望ましい選考の在り方、望ましい配置、そういったことについても検討をしまいたいと考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 先ほど言いましたように、公務員であるということを推進委員はそれぞれ認識を当然されておるとは思いますがしていただいて、よりこの安芸高田市のスポーツが強くも含めて大きくまちづくりに関わる問題ですから、その点についてもしっかりと考えていただければと思っているわけです。

次に移ります。(3) スポーツ推進委員の資質の向上に向けた行政としての取組の現状をお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 スポーツ推進委員の資質の向上に向けては、県のスポーツ推進委員協議会主催の研修会等への参加を促し、新しいスポーツの普及や指導方法の習得をバックアップしております。

昨年度は、本市が会場となりまして県協議会の研修会が開催され、湧永製薬より講師を招聘し、健康寿命と生活習慣をテーマとした講演会がありました。また、実技指導では、ラジオ体操指導士を講師に、「いつまでも、みんなでラジオ体操」と題した実践的なプログラムを実施しております。

このように、研修会等に積極的に出ていただきながら資質を高めていただきたいというように考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 これは次の質問にもあるわけですが、現状はそうであるということですね。

次の質問に移ります。

(4) スポーツ推進委員の活動の充実にに向けた行政としての取組状況をお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 スポーツ推進委員は、地域の生涯スポーツ活動の推進役として、各種研修などを通して指導方法を学びながら普及活動に尽力されております。

行政としては、その研修参加に係る経費や報酬などを予算措置することで支援し、活動の充実を図っているところでございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員 次の質問、(5)に行きます。

スポーツ振興強化のための、スポーツ推進委員の資質の向上と活動の充実に向けた今後の取組をお聞きいたします。先ほど3番のところでも一部答弁がありましたが、改めてお聞きいたします。

○石飛議長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 第2期安芸高田スポーツ振興計画において、スポーツ推進委員の資質向上と活動の充実というのは、大変重要な柱としております。

地域の生涯スポーツの推進役という役割が十分発揮されるよう、まずは、成り手の不足をはじめとする諸課題を整理し、その解決に向けた取組を行うことが急務と考えております。

現在、各推進委員の地域での活動実態を把握するため、アンケート調査を行っております。一定のルールを定めた上で、それに基づいて今後の活動が展開できるよう検討するように考えております。

○石飛議長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍戸議員 スポーツ推進委員は、それぞれ自分の本来の仕事を持ちながら推進委員としての役割を果たしていただいているという方が多いと思うんですけど、そういうことからして、この活動というのは教育委員会としてああしてください、こうしてくださいというのは大変難しいかも分かりませんが、しかし、非常勤であっても公務員という立場から、また教育委員会の一応職員として位置づけられていると思うんです。

そういうことになりますと、ある程度強力な協力をお願いすることも多々あるんじゃないかと思うんです。そういうことからして、この活動というのは日々の活動が大きく影響してくるわけで、この日々の活動が安芸高田市教育に大きく影響をしてくるわけです。

そういうことからして、スポーツというのは趣味でやるのが大体多いんですけど、そういう趣味であるにしても、趣味を通じて人間関係をうまくやっていく、コミュニティを図っていくとか、そしてまた先ほど言いましたように、精神力・忍耐力とか教育の面でも大きく関わってくる問題ですので、この日々の活動というのは、指導者本人のことにも大きく関わってきて大事なことなんですけど、周りに与える影響というのは実は大きいと思います。

そして、地域の人も推進委員についてはよく知っておられると思うんですけど、知らない人もいらっしゃると思いますが、私はこういう活動というのは、現在教育委員会がおられますが、教育委員のような大変重要な位置づけにあるというように考えているんです。

そういうことからして、この活動についてはできるだけ協力していただくような、そして活動する側も自分自身の立場というものを認識して

いただくというのは当然だと思います。大変難しいところもあるかと思いますが、教育委員会として計画的にずっと、先ほど県の研修会に行っていたとかいうのがありますが、年間を通してでの計画を策定して、それについて推進委員に説明をして、この目的とかいろんなものを本人に認識していただくとか、研修会として位置づけて聞いていただく、そのことは活動の充実にもつながるし、資質の向上にもつながるんじゃないかと思いますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 御指摘いただきましたように、確かに市民の生涯スポーツの推進、体を動かして体を鍛えるということもありますし、そういった精神的な安定感を保つということも大きな意味があると思います。

そういうことで、現在のスポーツ推進委員では、各地域でそれぞれの活動を一生懸命されておっていただいています。競技に特化した活動というのもありますでしょうし、振興会の体育行事等へ積極的に関わりを持っていたかといった部分もあるかと思いますが。

今、アンケート調査を行っているというようにありましたけども、まず教育委員会として、実際、スポーツ推進委員としての独自の活動というものと、それから振興会の中とか地域での体育行事の推進役としての活動、そういったところが実際どのようにそれぞれの委員が活動されているかというところを少し丁寧に掘り下げていきたいと思っています。それに基づいて、安芸高田市のスポーツ推進委員として共通の目的認識を持ち、これは委員としてしっかりやっていこう、これは地域でやっていこう、そういう切り分けもある程度必要なのかなと思っています。

そういうことで、全体的にスポーツ推進委員の体制の在り方といったことも見直しをかけていく材料にしていきたいと考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

穴戸議員。

○穴戸議員 次に移ります。

(6) です。安芸高田市のスポーツ振興は、まちづくりの主要な柱の一つとして位置づけられています。スポーツ推進委員一人一人の活動内容はそれぞれ違いますが、委員の役割からして年間を通じての活動になっているように思います。スポーツ推進委員の果たす役割は大変大きいと思います。

また、待遇改善という意味も含めて、年額報酬対応にしたかどうかと思うんですけど、そこらの点についてお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪掛教育長 スポーツ推進委員は、活動は年間を通して非常に重要な役割を担っているものの、研修あるいはイベントの参加頻度、活動状況には一人一人

かなりの違いがございます。

こうした多様な活動スタイルに柔軟に対応し、個々の実績にふさわしい形で報酬を支給ということを行うためにも、現行の日額報酬の対応のほうで現状においては適しているというように判断をしております。

先ほど申しましたように、そういった課題の洗い出しをして、年間を通じいろんな活動をこういうようにやっていこうという一定の整理ができた後ですと、年間年額報酬というのもありなのかなと考えております。

県内の状況等もしっかり精査しながら、安芸高田市としてふさわしい報酬の在り方というのでも検討していきたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

宍戸議員。

○宍 戸 議 員 私がここで申し上げたのは、日額で対応するというのも大事だと思います。ほかにも仕事がありながらやっていただいておりますということなので、それもあるんですけど、私が特に思うのは、スポーツ推進委員として自分が自覚していく上でも年額報酬であるという認識でいただいたほうが、私は安芸高田市のスポーツ振興にとっていいんじゃないかと思い、資質の向上ということが計画書にも書かれていますので、そういう点について私に関心があったわけで、今後どういうように対応するかというのは、先ほど教育長の答弁のとおりでいいんじゃないかと思います。

このスポーツ推進委員という役割は、私は安芸高田市の教育行政にとっても、一般普通のまちづくりについても、大変重要な位置づけでやっていくことが大事だと思うんです。この計画、例えばスポーツ振興計画は3年ごとに見直すというものにもなっておりますので、そういうことからして重要な位置づけに行政としては持っておるんならこういう思いがいたしますので、今後このスポーツ振興について、特に安芸高田市の将来のためにもスポーツ推進委員の役割というものをしっかり大事に位置づけた対応をすべきではないかと思います。そういう点について、再度教育長のお考えをお聞きいたします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 スポーツ推進委員の役割というのは、安芸高田市のまちづくり、あるいは地域づくりにおいて、これは欠かすことのできない活動を今しておっていただくというように思います。

議員の指摘にありましたように、年間を通して年額報酬にすることで資質、意識の向上であるとか、そういうところに資するというのも考えられると思います。

今回、スポーツ振興計画も実は安芸高田市の総合計画が改定になりましたので、それに合わせて今年度、若干の見直しをかけておるところでございます。そういうことからしましても、市全体のスポーツ振興というところを踏まえて、委員の資質の向上、あるいはどういような活動

を一定のルールをつくって、みんなでよしやっという雰囲気をつくるためにも、しっかりそのところは内部でも協議をさせていただいて、いい体制でそれが実施できるように取り組んでいきたいと思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
宍戸議員。

○宍 戸 議 員 以上で私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、宍戸議員の質問を終わります。
おおむね1時間が経過しましたので、ここで14時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
続いて、通告がありますので、発言を許します。
14番 金行議員。

○金 行 議 員 14番 金行哲昭でございます。通告のとおり、学校教育についてと財産管理について、大枠2点お聞きします。

全国学力テストは全国的な児童生徒の学力や学習状況を客観的に把握する目的に調査されております。それについて、学校教育の改善に必要と考えますので、それを踏まえて質問させていただきます。

1番目に、8月4日の中国新聞の朝刊におきまして全国学力テストが全国的にあったと出ておりまして、我が県で我が市の中学校の国語、数学、英語と小学校の国語と算数、6年生と中3の分で結果を出されておりました件ですが、その中で我が市の平均正解率が、一覧表で見させてもらって、平均より下だったんです。

それと中学校の英語の分野は、一番下までも中国新聞は出されておるんです。いい悪いはいいませんよ、出されております。まず事実ですから、皆さん、新聞を見られたと思います。それを見られて、うんと思いますが、まず市長、拝見されてどういうあれでしたか、ハートをお聞きます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 金行議員の質問にお答えいたします。

今回の全国学力テストで、中学校3年の英語の結果が報じられました。まず、この結果を、子どもたち一人一人が日々頑張ってきた学びの姿と併せて、丁寧に受け止めたいと考えています。

教育委員会からも報告を受けており、どこに学びのつまずきがあるのか、しっかりと整理するように指示したところです。

広島県全体としても、英語では「自分の考えを英語で書く力」に課題があるとされています。本市でも同じ傾向が見られるため、授業の進め方や学習の支援の在り方を見直し、子どもたちが安心して力を伸ばしていけるよう取り組んでまいります。

子どもたちの学びを支えることは、まちの未来につながる大切な仕事です。教育委員会と連携しながら、必要な対策を着実に進めてまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 今度、教育長、どういうあれでしょうか、お聞きします。

○石 飛 議 長 引き続き答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 御指摘のとおり、今回の英語の結果につきましては、大変重く受け止めております。3年前と比較しても、依然として低い水準にあることは喫緊の改善事項と認識しております。

この状況を打開するため、教育委員会といたしましては、各学校の校長と緊密に協議を重ね、現場の課題感を共有してまいります。その上で、授業改善の要となる英語担当の教職員を対象とした実践的な研修会を速やかに実施し、指導力の向上を図ります。

子どもたちが「英語で自分の考えが伝わった」、あるいは「英語の授業が楽しみ」といった手応えを感じることができるよう、教職員一丸となって「自ら考え、表現する力」を育む授業づくりを推進していきたいと考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 市長も教育長もそう思ってくださいとおる、私も思っておりましたが、学力テストのことは所管の総務文教委員会でもかなりやったださっておることも、私もこの前も出ておりますが拝見させてもらって、着実に皆さんも現場も頑張ってくださいとおるとは思っています。

点数が人生じゃございません、あんなこと言っちゃいけませんかしらんが、点数じゃございません。じゃが、現場も先生も頑張ってください、皆さんも頑張ってくださいとは私も承知しております。

それで2番目の質問に行きます。

全国学力・学習状況調査には、課題の可視化と指導方法改善のメリットと競争や格差のデメリットがありますが、今回の結果をどう分析して、今後どのような改善を考えておられますか、教育長に聞いてみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

- 猪掛 教育長 本調査は、各自治体間の序列化や優劣を競うためのものではなく、それぞれが抱える教育的課題を客観的なデータから見だし、日々の指導方法の改善や教育施策の充実につなげるための検証ツールであると認識しております。
- 見えてきた成果や課題を、よりよい指導へとつなげるための大変貴重な手がかりであり、例えば、今回の結果で見えた英語科の課題に対しても、客観的なデータを教員の指導力向上や授業改善へと的確に生かしていく方針でございます。
- 教育委員会では、本年4月に学校教育推進プランを策定しており、今回の調査結果や今後告示される予定の（新）学習指導要領を踏まえ、より一層の充実・改善につなげていきたいと考えています。
- 今後も調査結果を前向きな改善のプロセスへとつなげ、子どもたちが日々の学びの中で確かな手応えを感じられるよう、学校現場と一体となって、本市の教育の向上に全力で取り組んでいきたいと思っております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 金行議員。
- 金 行 議 員 教育長がそのように言われますし、これは地域と教育委員会、学校の先生、またお子さんということでやっていかないといけないということを私も認識しておりますので、今、教育長が言われたことを私自身も肝に銘じてやっていきます。
- 3番目に行きます。全国学力テストを今後も継続していくかいかんかということをお聞きするんですが、何のためにこういうことがあるのかということと同時に、継続をしていけますかというのをまずお聞きします。教育長。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 猪掛教育長。
- 猪掛 教育長 この全国学力テストにつきましては、国の方針というのは悉皆調査、いわゆる全国の小中学校の子どもたちが受けなければならないテストというようになっておりますので、これに準じて実施する方針であります。
- 児童生徒を対象とした貴重なデータということになりますので、日々の授業改善や本市の教育力の向上へとしっかりとつなげていきたいと考えております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 金行議員。
- 金 行 議 員 教育長、これはある程度指導方針として、教育委員会は市町村として絶対にこれを受けさせないといけないという何かあるのか、決まりがあるのか1点お聞きします。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 猪掛教育長。
- 猪掛 教育長 法的な決まりというのは存じあげておりませんが、国の方針とし

てこれを全国一斉にやって、それぞれの学校等で足りない力、ここが足りないとかいう課題をしっかりと見つけて、学力を子どもたちにつけていきたいと思いますというような取組と承知しております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
金行議員。

○金 行 議 員 学校というものは勉強ですから、それは当然なことだと思います。
教員の先生方も多忙で、時間外という中で子どもたちにはいい点を取らさないといけない、上の者にはいろいろ先生方も悩みがあるんですかね、そこらも把握しながら働き方改革もございます。校長、教頭等の管理もございますから、その点も踏まえて指導する必要があると考えますが、どう思っておられますかお聞きします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 学校現場におきましては、社会の変化に伴い様々な課題というのが新たにできている、それが教職員の負担になっているというのは事実のことだと把握しております。

もちろん教育委員会としては、そういった部分のケアもしながら、学校で教職員がしっかりと力を発揮できるような取組をするということを考えております。

決して忙しいから子どもたちの力がつかないということを理由にすることはいけないと思っておりますので、しっかりと学力をつけるようにということは、私のほうからも学校に対しても、この結果を受けて伝えているところでございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
金行議員。

○金 行 議 員 力強い教育長の答弁をいただきましたので、地域社会の一員としても私も頑張っていきたいと思えます。

2番目の質問に参ります。財産管理についてでございます。

安芸高田市の土地・建物・物品などの財産のうち、行政財産から普通財産に移行します。その中でいろいろありますが、教育関係の施設についてお聞きします。移行した施設の件数と、施設の維持管理・活用について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

安芸高田市において、普通財産に移行した教育関連施設は、閉校となった小学校5校です。うち2校は、民間事業者売却が済んでおります。2校は貸付けを行い、1校は現在未利用の状態です。

売却及び貸付けされた施設の維持管理は、それぞれの所有者、借受者により行われております。未利用の施設については、市において最低限

の管理を実施していますけども、現時点での活用はなされていません。

売却及び貸付された施設は、民間提案制度を活用した事業展開により活用が進んでいます。市としても、これらの施策を通じて有効利用を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 学校の施設を行政財産から普通財産に落とさなくてはいけないんですよ、使わない分は。いけないんですが、これは落とさなくても行政財産として今使っているところは使って、普通財産として、学校を2つに、ここからこっちは普通財産、ここからこっちは行政財産ということが法的にできるかお聞きしたいんですがよろしいですか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 金行議員の御質疑ですけれども、行政財産をまず普通財産にするということについては、大きな財産管理の変革にありまして、理由は行政財産としての行政目的が終了したから落とす場合もありますし、施設が老朽化したから行政財産から変更するという、いろいろあると思いますので、それはそのときの状況によります。

行政財産から変更するということは、条例もすなわち廃止することになります。同じ施設の建物の中で、行政財産と普通財産を分けて使用するというのは、理論的にはあるのかもしれませんが、今は学校施設のことでおっしゃっておられますので、一旦行政目的である小学校教育関連施設から普通財産に落としたものについては、基本的には普通財産としてその後の利活用を考えていく。特にこの次の質問にもつながるんですけれども、民間の方に利用していただけないかなということで普通財産としてその後どうするのかと考えるのが一般的なものであります。

特に大きな事由があって、その元の学校を行政財産と普通財産に分けて管理をしていくということは、通常あまり考えられなくて、行政財産としての何か大きな目的が生じればそうですけれども、なかなかそれは考えにくいのかなと思いますので、今思っておるのは普通財産としての管理あるいは活用を考えていくということになるかと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 今、副市長が答弁していただいた2番目の分ですが、今現在使用されている空き教室、小田の小学校で一部は使っておられますが、空き教室がございますよね。空き教室を周囲の方が、あそこは空いてるんですが利用したいということがあるんですが、利用できるのかできないのか。それは行政財産とか普通財産という項目があるんですが、ああいうのは

できないのかできるのかお聞きします。2番目でございます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

閉校となった空き教室を市民の皆さんが利用されたいという場合ですが、利用目的や内容になって検討が必要となってまいります。

先ほどは具体的に小田小学校ということがありましたけども、現在、安芸高田市の教育支援センターとして小田小学校は活用してあります。その空き教室、未利用の教室のことだと思うんですけども、そこはセンターとの業務に支障がどうかという関連もありますので、一度相談をしていただければ、何らかの協議の中で利用できる場合もありますし、難しい場合もあると思いますので、まずは御一報いただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 今、市長が話によったらできるということですが、それは地元の人たちや地域の人ならいいんですが、初め副市長の答弁とつながったものですが、今、教室は使ってますよね。グラウンドを今度普通財産に落として、学校の建物とグラウンドはそういう行政財産と普通財産によって市に何ぼかの収入が、貸してということの同じ学校でありながらそういうことができるんじゃないかと私は思うんですが、もう一度答弁いただけますか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 先ほど副市長のほう申しましたように、行政財産として小田小学校のほうで、教育支援センターということで設置管理条例というものをつくって管理をしております。したがって、行政財産であるグラウンド施設というのを一部普通財産というのは考えにくいかなと思います。

施設の使用に当たっては、教育委員会の裁量にはなるんですけども、行政財産の貸付けというのもやっておりますので、条件もございますが、御相談いただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 今、部長が答弁してくださった、行政財産でも貸付けができるんですよね。考えてみれば、道の駅とか風呂とかいうのは行政財産ですよね。うちの湯治村の風呂とか道の駅なんかは普通財産じゃないですよね。あれ行政財産ですかね、そこは教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 そちらのほうについては、行政財産で指定管理のほうに出させていたでいる形になります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

金行議員。

○金 行 議 員 分かりました。そういうことで、諸事情によったらということですが、原則としてはできないということでしょうか。指定管理になったら、行政財産でもやっているということで理解させてもらいましたので、私の一般質問は終わります。

○石 飛 議 長 以上で、金行議員の質問を終わります。

続いて、通告がありますので、発言を許します。

1番 益田議員。

○益 田 議 員 1番 益田一磨でございます。今回で8回目の一般質問を迎えます。任期4年間でたった16回しか一般質問できないという中で、折り返しを迎えたところでございます。

本定例会では、ついに議員定数削減の方向で特別委員会からの報告がされるのではという状況で、振り返れば選挙では8票差、最下位の当選となった身で、当たり前に定数削減となれば、次は真っ先に削られていくであろう身分でございます。自身に与えられた時間とこの貴重な一回一回を無駄にせず、この場に立てている意義、この場に立つべき責任と、この場に立ちたくても立てない方もいるという現状をいま一度再認識しながら、通告に基づき大枠2点質問させていただきます。

ここから急ぐんで、早口で行きます。すみません。

大枠な1番です。これまでの一般質問において、市の各種施策において課題を指摘し、改善や新たな取組の検討を求めてきました。その中には、その後具体的な取組につながったものがある一方、引き続き検討や改善が必要なものもあると認識しています。

今回の一般質問では、これまでの答弁を踏まえた取組状況を確認するとともに、その成果及び課題、今後の方向性について伺いたいと思います。

(1) の市公式LINEについてです。

2025年3月の一般質問で、利用できるサービスの少なさ、受信設定者が登録者の25%程度にとどまること、市内での利用部署や職員が少ないことが課題として示されました。

同年9月には、受信設定を促す通知等により受信設定者が増加した一方、全庁的な活用には至っていない旨の答弁がありました。

①です。現在の友達登録者数と受信設定者数及びその割合について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 益田議員のあの早口で間違えないのがすごいなと思いました。私も速いほうなんですけども間違えっ放しなんで、間違えずにゆっくり読みま

す。

益田議員の質問にお答えいたします。

市公式LINEについては、9月1日現在で友達登録者数は1万167人、受信設定者数は4,498人で約44%となっております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ②に移ります。現在の状況について、市としてどのように評価されているか、成果と課題を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 現在、市公式LINEの友達登録者数が1万人を超え、受信設定者数も増加していることから、一定の成果があったと評価をしています。

しかしながら、受信設定者の割合は依然として登録者数の約4割にとどまっており、情報を求めている市民へ行政情報が確実に届いていない点は、継続して課題だと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 今整備していただいたものに、おおむね同感します。友達登録者数とかの数えやすい指標に加えて、この受信設定の率だったりとか情報発信後の行動とか、いわゆる市公式LINEの政策効果を把握できる指標も少し具体的に設定する必要があるのかなと考えるんですが、その辺り所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 益田議員のおっしゃるとおり、友達の数だけでなく、受信設定の数とかというところも目標の指標としてふさわしいと考えておりますので、そちらのほうを受信率が上がるような取組をしていきたいと考えます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ③に移ります。2025年3月の一般質問では、市公式LINEから議会ページへアクセスできる機能を提案したところ、同年9月には技術的には対応可能であり、議会側から要望があれば対応したいという旨の答弁もありました。

その後、市公式LINEを通じて行われるようになった議会情報の発信について、現在の取組状況を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

議会情報については、議会事務局のほうからの依頼に基づき、市議会定例会開催、一般質問の日程、地域懇談会の開催、議会だより発行のお知らせについて情報発信を行っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり、既に取り組んでいただいた議会情報の発信について、市民の皆様からもよい取組ではないかという意見を多くお聞きしております。引き続き議会広報特別委員会が中心となって、議会での意見をまとめるべく、市公式LINEの利活用についてかなりハイペースで今も協議中ですので、またまとまった際にはぜひ御検討いただければと申し添えまして、次の質問に移りたいと思います。

(2) に移ります。市公式YouTubeの運用についてです。

過去の一般質問において、計7回にわたり市公式YouTubeのコメント機能の活用を提案してきました。その結果、2026年6月には、副業型地域活性化起業人の知見も活用した具体的な検討を求めたところ、市長から、遠くない時期にコメント欄を開放したいという旨の答弁がありました。

①です。現在のYouTubeのコメント欄の開放及び運用状況について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

市公式YouTubeのコメント欄については、7月24日以降に公開しています動画から開放しております。

運用に当たっては、市公式SNSの運用方針に従い、コメントへの返信は原則として行わず、投稿されたコメントが削除等の基準に該当する場合には、必要な対応を行うこととしております。コメント欄を開放して以降、定例記者会見をはじめとする動画にコメントが寄せられており、運用指針に基づき適切に運用しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ②に移ります。コメント欄開放の目的や狙いについて伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 市公式YouTubeのコメント欄を開放する目的は、市が発信する情報に対する市民の皆様の率直な御意見や御感想を把握し、今後の情報発信（より効果的な行政情報の発信や動画コンテンツ）の改善につなげていくこととなります。

あわせて、動画を一方的に発信するのではなく、市民（視聴者）の皆

さんの反応が見える環境にすることで、市政をより身近に感じていただき、市政への関心や理解を深めていただくことを期待しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ③に移ります。コメントの開放に当たって、ガイドラインや運営方法について、どのような見直しや改善を行ったのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

市公式YouTubeのコメント欄開放に当たり、慎重かつ丁寧に検討を重ねてまいりました。その結果、市公式SNS運用指針を見直し、適正かつ円滑な運用を図るため、新たな基準を整備しました。

具体的には、コメント対応基準を明確化し、法令違反や誹謗中傷、投稿内容と無関係なコメントなど、一定の要件に該当するコメントについては、削除や非表示等の対応を行う規定を設けています。この見直しにより、市民の皆様安心して御利用いただける環境整備を図ってまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 コメント欄の開放については、解放した、やったで終わりというものではなくて、賛否も含めていろいろな御意見も出てくるだろうと思いますので、今後も運用方法やガイドラインについては、不断に見直しをかけていく必要があるのではないかと考えるんですが、その辺り市長の所見をもう一度伺えますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 コメント欄の開放については、先ほど目的については説明させていただきました。このコメント欄が有効に利用できるように、引き続き指針等を守りながら運用を進めていきたいというように思っております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 早口で申し訳ないですが、ガイドラインとかの運用方法は、不断に見直し目的にかけていく必要があるのかなというところで再度答弁いただければと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 ガイドラインも含めて考えていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 現在、議会のYouTubeのコメント欄についても、開放するかしないかについて、議運が主体となって協議・研究を進めてくれているところでもあります。

これまで議会側で整理した記録を確認すると、過去、前政権の際には著作権はあくまで市にあるという考えの下で、議会内での協議なしで議会側のYouTubeコメントが開放されたというような経緯があったことも確認できました。

今回、市がYouTubeのコメント欄を再度開かれたことについては、議会側も当然慎重に検討を重ねていくべきフェーズに入っていると理解していますが、その上で過去の一般質問で確認した論点を改めて再確認させていただきたいです。

藤本市長のお考えとしては、あくまでも議会側のYouTubeチャンネルコメント欄については、執行部側では関与せず、議会側に裁量・決定権があるという見解で、いま一度変わりがないか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 その見解については、変わりはありません。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 議会の今後の経過を慎重に確認していく必要があると受け止めております。

次の質問に移ります。④です。

同日、起業人の活用によってSNSの企画力やコンテンツ制作力の強化、職員の技術向上や人材育成、持続可能な運用体制の構築を期待するという旨の答弁がありました。

その後、任用から3か月が経過した現在、職員への技術移転やSNS運用の改善に向けてどのような取組や成果があったか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本年6月から副業型地域活性化起業人を動画広報分野の専門人材として迎え、YouTube及びInstagramを中心に、閲覧データの分析（アナリティクス分析）、コンテンツの企画・構成、動画編集、職員への助言などに取り組んでいただいております。

YouTubeでは、定例記者会見動画のサムネイルやチャプター設定の見直し、短い動画の制作などを進めております。Instagramについても、リール動画を中心に7月は投稿数を増やし、結果として、6月と比較して

表示回数が約4.5倍、閲覧数も約4.6倍、「いいね」やコメントをした人は約5.7倍となり、フォロワーも一月で123人増加するなど、一定の変化が表れております。

また、職員が制作した動画についても、構成、撮影、テロップ、サムネイルなど具体的な助言を受けるなど、実際の業務を通じた技能移転も進めております。こうした取組により、単に動画を制作して投稿するだけではなく、分析・改善・発信・検証のサイクルを取り入れたSNS運用に移行しつつあると認識しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 数字を伺って非常に成果が出ていると認識してます。

一方で、YouTubeのアルゴリズム、若干変わったところもあったんだろうと思ひまして、その辺りの評価がもし部局内であれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時52分 休憩

午後2時53分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 議員おっしゃるアルゴリズムにつきましては、分析ができておりませんので、今後、分析をしていきたいと思ひます。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ちなみに2025年12月の一般質問で、別で市民の方が撮影・編集された動画を募集して、市公式YouTubeで発信する市民参加型の取組についても提案させていただきまして、市長より検討はしてみたいという答弁もございましたが、起業人の方の知見も含めて、この提案について何か具体的な検討などが行われたのか伺いたいと思ひます。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 とても有効な手法だと思っておるんですけども、まだ具体的に検討のほうには至っておりません。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 一旦次の(3)に移ります。ふるさと納税についてです。

過去の一般質問や委員会での質疑を通じて、年々減少し続けている点

ですとか、今後の改善策について質問してきました。特に2026年3月の一般質問では、市長から2026年度は寄附額が2億円、寄附件数1万件を目標とする旨の答弁がありました。

①です。現時点の数値目標に対する進捗を、市としてどのように評価しているのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

ふるさと納税ですけれども、8月末時点での寄附額は2,721万1,000円で、前年同月比132%の増加となりました。寄附件数は1,067件で、前年同月比107%の増加となっており、いずれも増加傾向にあります。

しかしながら、本年度の目標値の達成に向けては、依然と厳しい進捗状況にあります。

これまでの取組としては、中間事業者と連携し、費用を抑えつつ効果を上げる工夫を凝らしてきました。具体的には、多くの人が利用する大手ふるさと納税サイトの特集企画への参加や、返礼品の魅力をより分かりやすく伝えるために、掲載している紹介画像を新しくするなどの取組を進めております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ②に移ります。同日、目標達成に向けて既存返礼品の改善、PRの強化、これまで返礼品に取り組んでなかった事業者への働きかけ等を進める旨の答弁があったかと思います。その後、どのような取組を行って、どのような成果が出たのかを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市の返礼品の中で取扱実績の多い鶏肉については、他自治体の同一商品と比較しても最安値クラスの競争力を維持しております。

しかしながら、全国的に最も需要が高い小容量の商品を提供できていない点が、機会損失という大きな課題となっていました。この課題を解決するため、地元事業者の負担を増やすことなく、中間事業者が小分け作業や発送業務を一括して担う体制を現在準備中です。これにより、寄附者のニーズに応じた商品ラインナップの展開が可能となります。

また、新規事業者の開拓としては、中間事業者と共同で市内事業者を訪問し、積極的に進めております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

- 益 田 議 員 ③に移ります。同日、サンフレッチェ広島の協力を仰ぐ形での返礼品開発と付加価値を生むような連携ができないか提案したところ、相談してよりよいことにつなげていきたいと答弁があったかと思います。現在のサンフレッチェ広島との連携について、取組状況を伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
寄附の使い道をサンフレッチェ広島の支援とするガバメントクラウドファンディングについては、サンフレッチェ広島及び広島市への意向確認を行い、いずれからも協力可能との回答を得た段階です。
今後は、具体的な実施時期の調整を進めるとともに、全国のファン・サポーターの皆様からより多くの御寄附をいただけるよう、魅力的な返礼品の考案に取り組んでまいります。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 ④に移ります。同日、2025年度のリピート率は約14%と把握している一方で、それ以外の効果測定は実施していない旨の答弁があったかと思います。その後、新規寄附者及びリピーターの状況をどのように分析して、どのように継続的な寄附につなげる考えかを伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
何らかのきっかけや関心を持って本市へ御寄附いただいた方々に対し、継続的なアプローチを行うことは、リピーター獲得において有効な手法であると考えています。
経費をかけないリピーター獲得策としては、現在、中間事業者から楽天ふるさと納税のメールマガジン配信機能を活用した提案を受けております。まずは、このメールマガジン配信によるアプローチから取り組んでいきたいと思っております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 ⑤にもかぶったかと思うんですが、⑤です。過去に本市へ寄附された方への再アプローチを含めて、再寄附を促進する取組を進める考えについて伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。

リピーターの確保に向けたダイレクトメールの送付は、有効な手法である一方、その郵送費や作成経費が全て募集経費に算入される点に課題があると思っています。

総務省は、経費率を段階的に引き下げる方針を示しており、新たな経費負担は全体の経費率を圧迫する要因となります。このため、郵送コストが発生しないデジタルツールでの活用を進めていきたいと思っています。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 デジタルツールの利活用をぜひ推進していただければと思います。

⑥に移ります。広告、ポータルサイト、SNSやYouTube等の各施策において、実際の寄附につながった効果を今現在どのように把握・分析されているか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

ポータルサイトや各種SNSから寄附への詳細な流入経路については、正確な把握が困難だという課題があります。

しかしながら、効果検証が可能な楽天での広告運用においては、7月に実施した広告で、3万2,521円の広告経費に対し、それを経由した寄附が52万3,000円に上るという効果が得られました。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 2026年3月の一般質問では、返礼品紹介動画、市のYouTubeのほうから寄附ページへの導線とか効果測定について検討する旨の答弁があったかと思うんですが、その後、紹介動画から返礼品ページへの導線及びアクセス数等の効果測定について、何らかの改善が行われたか伺ってみたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 効果測定につきましては、検討してみたんですけども、なかなか先ほど答弁いたしましたように、流入経路については正確な把握は困難であるということが判明いたしましたので、効果測定のほうはできていない状況です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 一旦次に移ります。

⑦です。同日、寄附金の使途等を検討する協議会的な場について、委

員報酬を予算化して2026年度中の立ち上げを予定している旨の答弁があったかと思います。現在の設置準備・状況などを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
特定の団体や事業を指定した寄附金の活用について、先行自治体における運営手法や課題について、現在、聞き取り調査を行っている段階です。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 今後の協議会的な場というのは、具体的に委員報酬をつけてというようなことで実施に至っているだったり、至ってなければ今後のスケジュール的なものは何かあるのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

○黒田企画部長 先ほど答弁いたしましたように、特定の団体とか事業を指定した寄附につきましては、通年の募集ではなくてガバメントクラウドファンディングを活用した事業を想定しております。
協議会の立ち上げにつきましては、現在、先進地の視察をしておりますので、年度内の立ち上げを目標としております。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 これ協議会的な会については、開催などが決まれば議会側にも連絡していただけるのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

○黒田企画部長 議員の設置につきまして、あるいはガバメントクラウドファンディングの募集の要項につきましても、議会のほうに報告させていただきたいと考えています。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員に申し上げます。
おおむね1時間がたちましたので、質問の途中ではございますが、ここで15時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3 時 0 4 分   休憩

午後 3 時 1 5 分   再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
引き続き質問をお願いいたします。
1番 益田議員。

○益 田 議 員 次の質問に移ります。

(4) です。姉妹都市交流について伺います。

過去、ニュージーランドのセルウィン町と姉妹都市交流について、現在の交流の位置づけ、交流再開に向けた考え及び費用を抑えた持続可能な交流方法などを質問してきました。

また、防府市との姉妹都市交流についても、姉妹都市交流を具体的な政策成果につなげる動きについても提案してまいりました。その後の取組状況について伺います。

①です。2025年12月の一般質問では、セルウィン町長から交流再開を希望するメッセージが合ったことを踏まえて、市長から先方の意向を確認しながら交流について再考したいという旨の答弁がありました。

その後、セルウィン町側への連絡ですとか交流再開へ向けた内部協議をどのように進めたのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。

セルウィン町との交流は、本年8月にも平和メッセージの交換を行うなど、大きな変化はないものの良好な関係を継続しています。交流の停止は、財政状況を考慮した本市からの申出によるものではありませんが、長年にわたり築き上げた歴史的な絆や信頼関係は大変重く、また、これからのまちづくりや子どもたちの国際感覚の醸成においても大きな意義を持つものと認識しています。

まずは、私自身が現地を訪問し、双方の理解の下、過去の延長線上でなく、現在の行政課題や市民ニーズに合致した新たな交流の在り方について検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 現地の訪問も検討されているということで、②にもかかってくるんですが、同日、ウェブ等を活用した交流方法も含めて検討するという旨の答弁がありました。

その後、学校間のオンライン交流など、費用を抑えた持続可能な交流方法について、それもその後にはなるかもしれませんが、そのような検討を行ったのか、いま一度伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 現在、姉妹都市交流が停止をしている状況において、学校間の交流を

行うことは今進んでおりません。

しかし、子どもたちにとって、こうした交流は教育的にも大変意義深いものと考えており、市の方向性をできるだけ早期に定め、持続可能な交流方法について検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ③に移ります。同日、防府市との姉妹都市交流について、歴史的な交流を継続しつつ、今の時代や先を見越した交流のアイデアを出していきたいという旨の答弁がありました。その後、どのような新たな取組を進められたか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

新たな取組については、双方の合意形成を図るため、互いの意見を十分に尊重しながら慎重に検討しております。今年度は、安芸高田市から防府市を訪問する年であり、訪問内容について今現在、双方で協議を進めているところです。

また、先月には防府市で開催されたこども文化祭に安芸高田市のこども神楽団が出演し、毎年楽しみにしているという声をいただくなど、大変好評をいただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ④です。これも同日なんですが、防府市と安芸高田市、それぞれの広報誌等を活用して、両市のふるさと納税を紹介する取組を提案したところ、市長から、防府市長と話をし、双方の広報にそういったものを紹介していこうという旨の答弁がありました。

その後、相互PRについてどのような取組を実施されたか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

防府市との姉妹都市交流について、昨年度はふるさと納税の相互紹介や返礼品の共同開発について防府市と検討いたしました。しかしながら、双方の税金の流出に対する懸念や、制度上の地場産品基準などの課題から実施は困難となりました。

そこで、ふるさと納税の直接的な紹介ではなく、広報誌を活用した交流事業の紹介へ方針を見直し、2025年9月号に双方の広報誌に記事を掲載したところです。また、防府市におかれましては、さらに2025年12月

号にも、安芸高田市を紹介する記事を掲載いただきました。

今後も両市の交流と市の域活性化に資する持続可能な取組を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 それでは、次の質問に移ります。

(5)です。地域おこし協力隊について伺います。

情報発信の持続可能な運用体制や課題の年度ごとの評価、公表方法及び隊員本人の負担を抑えた運用について質問してまいりましたが、その後の取組状況や市の考えについて伺いたいと思います。

まず①です。2026年6月の一般質問では、Instagramや協力隊ライフ、広報誌について、担当変更後も継続できる運用体制を求めたところ、市長から、アカウントやフォーマットの引継ぎは行っている一方で、役割分担を含む具体的で接続可能な運用体制は十分に構築されておらず、改善に取り組むという旨の答弁がありました。その後、どのような改善を行ったのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

Instagramの運用については、各隊員がそれぞれのミッションを遂行する中で、一律に共通発信を行うことは負担が大きいと判断しました。そのため、今後は各隊員がおのおの日々の活動状況を無理なく発信できるよう、それぞれの個人アカウント等のツールを有効活用する方針としました。

一方で、協力隊ライフについては、1年間の活動成果の報告に加えて、隊員が関わる地域イベントの告知やその後の報告等についても活用していく予定です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 そうすると以前は、秘書広報のほうと、地域活性化起業人の知見を協力隊のInstagramとも連動できないかというような企画部との協議を行っていただくというような答弁もあったかと思うんですが、それは協議の結果でそういうようになったものなのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 総務部と協議をさせていただきましたけれども、現在、当市が委託しております地域活性化起業人につきましては、契約上、職員の技術向上でございますとか、市の公式SNSの制作に係るアドバイス等を主な業

務として行っていくこととなっております。

そのため、現時点で地域おこし協力隊のInstagramに直接関与することは契約の範囲外となりますので、こうした状況を踏まえまして、今後は、先ほど申しましたように、各隊員各自が日々の活動を無理なく報告できるよう、それぞれの個人のツール等を通じて情報発信をしていくというように判断をいたしました。

以上でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 一般に公式のアカウントだったり、年度ごとに受け継がれていくようなアカウントだと、一個人のアカウントよりかは当然そこに集約している今までのフォロワー数だったりとか、そういったものが蓄積されていくというのが一つ強みではあったんではないかと思ひまして、そうすると3年間のうち個人でアカウントを立ち上げて、2年、3年の間にもう去ってしまうというようなことも当然考えられるので、その辺りは効率として落ちてしまうんじゃないかなと思うんですが、起業人の例えば知見を使うとしたら、人材育成のところで今は当然協力隊の活動支援業務というのは広報をやめた状況になって、市の職員がそこを代替していく扱いになるんじゃないかと。

活動支援の一環としてそういった知見を持った職員というのがいれば、Instagramの運用自体はできるんじゃないかと思ってしまうんですが、協力隊の負担をあまりどうしても増やしたくはないというところが率直に言うところありますので、そういった検討というのはできないものなのか、その辺りの考えを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 協力隊のInstagram等の情報発信につきましては、他の自治体の協力隊におきましても、なかなか個人の活動がそのInstagramで発信されるというところにも問題があるというのを伺っておりますので、そういった他の自治体がどういった運用をしているのかというのを再度調べてみたいと思っております。

その上で、先ほど申し上げたように、Instagramを再度協力隊全体で運用していくということになりましたら、活動支援業務の一環ということで、企画課のほうでそういったアドバイスをしながら運用することも可能だと考えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 一番は協力隊員さんの意向があると思いますので、そういった決定に関して言えば、協力隊員さんとは当然コミュニケーションを取られた

上で、そういうように決定に至ったと理解してよろしいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

○黒田企画部長 Instagramの運用と協力隊ライフの運用につきましては、協力隊とし
っかり話をさせていただいて、今回の決定となっております。
以上でございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 ②に移ります。
同日の一般質問では、協力隊ごとの年度目標、活動実績、成果、課題
等を整理して、市民に分かる形で公表する必要性を提案しました。その
後の取組について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
協力隊員の活動報告については、先般、市のホームページのほうへ掲
載いたしましたところです。今後は、毎年度の当初に最新の活動報告を掲載
していく運用といたします。

また、市民の皆様へ直接活動をお伝えするための対面形式による報告
会についても、10月の開催に向けて協力隊員自らが主体となって、プロ
グラムの企画や発表資料の準備を進めておるところであります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 ③です。毎月提出されている活動報告等を活用して、隊員ごとの目
標、実績、成果及び課題を年度ごとに整備して、翌年度の活動改善へつ
なげる仕組みは構築できているのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
政策企画課では、これまで実施してきた協力隊員全員を対象とした個
別面談をこれからは3か月に1回程度の頻度に回数を増やし、実施するこ
とといたしました。

この1対1の対話の場を通じ、日々の活動状況の進捗確認に加え、今後
の具体的な進め方や個々の目標について共有する取組を進めております。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 それでは、(6)に移ります。観光振興計画についてです。
2026年6月の一般質問では、計画素案の策定後、9月末までに観光振興

計画策定委員会を開催し、2027年2月末までに計画を策定後、3月議会で説明予定との答弁がありました。

①です。現在、計画策定はどの段階にあって、どのように進んでいるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

当初、計画作成を業者委託するよう考えておりましたが、現在、計画の素案については担当課のほうで作成をしている状況です。

次の段階として、素案を検討する観光振興計画策定委員会を開催させていただく予定です。その後、2027年2月末までに策定作業を終了し、3月の議会において計画の内容を御説明する予定です。これらのスケジュールは、先般の一般質問の答弁どおり、計画的に進めております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 それでは、9月末までに委員会を開催しという部分については、具体的にいつ頃の開催予定となっているのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 今、まだ素案のほうをつくっております。少し遅れ気味かとは思いますが、9月中、まだ時間がございますので、そちらのほうに何とか開くように頑張っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 これも実際に委員会を開かれる際には、議会へのお知らせだったりとか何か報告というのはいただけるものなのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 そちらのほうの報告はさせていただきますし、また委員の選定のほうもございますので、また相談もさせていただくようなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ②に移ります。2026年3月の一般質問では、最終的なK P I だけではなくて、計画期間中の進捗を確認できる中間的・具体的なK P I を設定してP D C Aを回す考えについて伺ってきました。

今後、策定される観光振興計画には、年度中や年度ごとの進捗を評価できる中間指標など設定する考えはあるか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
中間目標の設定については、設定する考えであります。
具体的な内容につきましては、委員会において慎重に協議し、決定したいと考えております。計画策定に当たりましては、委員会の皆様からの御意見を幅広く伺うことで、透明性と合意形成を図ることが重要と考えております。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 2026年3月、それから6月の一般質問で、重点観光資源の公式情報の整備率ですとか更新の準支出、ウェブサイトのところですが、のような成果指標を提案したところ、「情報の連携強化だったり更新の確認を進める上で、ひとつ有効な指標になり得るために計画策定の過程で検討する」という旨の答弁がございました。

当然、委員の選定からになると思うんですが、こうした安芸高田ナビとかの観光のところのウェブサイトについての更新率とか、そういった成果指標については具体的な検討などは一旦されているのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 観光振興計画のほうですね、そういう答弁をさせていただいております。検討しておるのも事実でございます。

ただ、どこまで個々細かくこの計画の中でうたうかというのは、まだこれからになってきます。ただ、総合計画の中でうたってある目標とかそういうものは、当然考慮していくようには考えておるんですけども、実際の細かいところについては、まだ今からという段階です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 これは外注の予定でいったら、多分ここで答弁は終われたと思うんですけど、一旦素案をつくられるということになると、今の答弁を聞くと具体的には詳細は載せませんよみたいな回答に受け止めてしまったんですが、その辺りもう一度詳細を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 当初、外注というところを、自分たちの思いもあって、どこまでできるかというのもあるんですけども、しっかり担当課のほうでつくっております。

細かいところ、先ほど言った数字をどこまでを載せて管理していくかというのは、まだ実際大きなところ、まだ大きな方向性を今固めている状況でございます。また細かいところが決まりましたら、委員会のほうでもまた話をさせていただければと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 それでは、(7)に移ります。e スポーツ大会について伺います。

①です。2025年12月の一般質問にて、開催時期が例年、e スポーツ大会は12月頃となることから、開催時期の再検討だったりアルコール消毒液等の感染予防対策の充実について提案しました。その後の検討状況や実施状況について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

e スポーツ大会の開催時期については、他のイベント日程との調整など検討を行いましたけども、結果的に例年どおり12月に開催する方針です。

感染予防対策については、受付時のアルコール消毒や、大会中使用するコントローラーの消毒などを徹底するとともに、状況に応じて参加者へのマスク着用、また検温の実施など、適切な対応を講じるよう指示をしております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 検討いただいた結果、どうしてもスケジュール的には致し方ないということで、ただ一般質問後、すぐ消毒液等の充実については実施いただいたように思いますので、あれは参加させていただいた身としてすごくありがたいなと思いました。

②に移ります。同日、中学生・高校生の参加が伸びていない要因や課題について、ゲームタイトルの魅力やほかのイベントとの重複など、様々な要因が考えられるという旨の答弁があったかと思います。

2026年度大会のときに、こうした課題をどのように反映する考えなのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

中学生・高校生の参加が伸び悩んでいる件については、これまで使用していたゲームソフトが一部のプレーヤーにしか認知されていなかったという課題がありました。

そこで、今年度は昨年度の大会よりも広く親しまれているゲームタイトルに変更し、より多くの若者世代が参加しやすい環境を整えていきたいと考えています。

また、早期に開催日程を発表することで、可能な限り他のイベントとの重複を避けたいという考えであります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ③に移ります。同日、使用するゲームタイトルを増やす考えについて質問したところ、著作権等の制約はあるものの、ほかに使用するゲームがあるか、担当課で検討したいという旨の答弁があったかと思います。その後の検討状況を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今年度の大会で使用するゲームタイトルについては、著作権等の制約を慎重に考慮した結果、株式会社セガの「ぷよぷよeスポーツ」へ変更する方針としました。ニンテンドースイッチでプレイ可能で、4人以上で楽しめることや、多くの方に親しまれていることを重視し選定しました。

今後も、各関係者と連携を図りながら、大会の魅力向上と参加促進に向けた取組を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ぷよぷよになったということで、苦手ジャンルになったので個人的にはまた練習をせねばなんなと思うんですが、一旦④に移ります。

同日、県立広島大学と連携したフレイル予防の取組等も踏まえて、eスポーツの世代間交流や健康増進につなげる方法について提案したところ、新たな提案をいただいたんで検討してみたいという旨の答弁がありました。その後の検討状況を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

昨年お話しした県立大学との連携した、ゲーム機を使ったフレイル予防の取組は現在2年目に入っており、3年目にはその効果などを取りまとめていくことになります。

まだ、途中段階でありますけれども、参加している方の楽しんでおられる様子から、大いに可能性があると考えております。どのような形で実現していけばよいか、現在行っている取組の結果も参考にしながら、来

年度に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ちなみに同じ日の一般質問で、サンフレッチェ広島が収録される e F o o t b a l l というゲームを活用して、道の駅等も連携した新たな企画を提案してみたところでは。

その後、e F o o t b a l l の活用ですとか、サンフレッチェ広島との連携について、何か検討だったり協議だったり行われたか伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 現在、サンフレッチェ等とも連携についての具体的な話のほうは進んでない状況です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 前回も担当課がここの場にいないので聞いていると思いますのでというような答弁だったと思いますので、明確に検討されていないということであれば、また考えていただきたいなと思うんですが、実際に議会と吉田高校との意見交換会で、サンフレユースの2年生の生徒たちと意見交換を班で行う機会がありまして、そういった際にこういった e F o o t b a l l 、サッカーゲームですね、これが大会があったら出てくれるかと聞いてみたところ、全員が全員目を輝かせて、ぜひ出場したいというような好意的な意見ばかりでした。

来年からは、特にジュニアユース、中学生年代の受入れ等も施策として進んでいく中で、将来、ユース生というのは残念ながらほとんどが1回は安芸高田市を離れてしまうものだと思ってます。学生時代に、特にもう何もなかったねで終わるような安芸高田市ではなくて、地域とのつながりだったり、思い出とか接点というのを育む上で、こういった連携可能な施策とか協議というのがあってくれればいいなと思うんですが、その辺り市長のお考えを伺いたいなと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 紹介いただいたように、サンフレッチェジュニアユースも入ってきますので、せっかくの御縁でございますので、そういった e スポーツとかを通じて、市民との交流ができればいいなと思いますので、引き続き検討してまいりたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

- 益 田 議 員 続いて、(8)に移ります。DX関連施策についてです。
①です。2026年3月の一般質問では、NFT及びデジタル住民票について、2026年度に設置するDX推進課を窓口として、検討のほうは少し進めていけるように思うという旨の答弁がありました。DX推進課設置後、どのような検討を行ったか伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
NFT、すなわちデジタル住民票は、長期にわたり取引や特典活用の実績は乏しく、改めて関係人口創出・拡大という目的に立ち返り、新たな取組が必要と考えています。
まず、庁内の役割分担を明確にしました。具体的には、デジタル住民とのコミュニティ活性化や新たな保有特典などの企画立案は、関係人口創出を担う担当課が主導し、DX推進課はシステムの管理など、技術面での支援に特化する体制としました。
一方で、デジタル住民票の取引方法や仕組自体が、市内・市外の皆様や運営する職員にとって分かりにくい点も課題だと捉えています。誰にでも分かりやすく参加しやすい形を目指し、引き続き検討してまいります。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 一旦確認なんですが、令和7年度中にNFTの二次流通だったり、現金化等による雑入というのは実際に発生しているのか伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
小林企画部次長。
- 小林企画部次長 お答えいたします。
現在、二次流通に関しては、実際に収入という形では発生しておりません。取引という意味では、今年度も1件ですか、あったところではありますけれども、これまで市流通の収入以降の収入はない状況です。
以上になります。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 2025年6月の答弁で、NFTデジタル住民票については、歳出を伴わずに収入は雑入として整備する施策であるということで説明があったように思います。
また一方で、導入目的は、おっしゃるとおり関係人口の創出との答弁だったかと思うんですが、取組について市はどのように成果や課題を評価しているのか非常に気になる場所であるんですが、例えば、当時の

答弁でも747人、実際に所有されている方がいるという答弁だったんですが、益田が質問してからこれまでの現在において、747人の方々に市のほうから何らかの働きかけを行ったりといった実績はあるのか、いま一度伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

○黒田企画部長 N F Tの歳入が発生した場合は、雑入で受け入れるということで計画はしております。今のデジタル住民票を発行してから、市のほうから保有者、所有者に対して何らかのアプローチをということでございますけれども、この間はアプローチのほうは行っていないということです。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 令和6年度にあった施策で、令和7年度にも歳入としては、要はその最初の売上げの部分も令和6年度の決算も入ってない、令和7年度の決算でも恐らく入ってないんだとすると、決算として歳入に入ってくるのはどのタイミングになるのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

○黒田企画部長 失礼いたしました。2025年の3月時点で雑入の歳入がございまして、金額としては73万8,108円で、それ以降がないということでございます。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 この歳入の部分については3月末時点でやられた場合は、令和7年度の決算書の雑入の中に入っているんでしょうか。その辺りを伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

○黒田企画部長 3月時点の金額のほうは今存じておりますけれども、雑入がどの時点で歳入として入ってるかというのは、今のところここでは分からないということになります。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
補足説明がありますので。塚本財政課長。

○塚本財政課長 2025年5月28日の収入ということで、73万8,108円が雑入として歳入が入っております。
以上です。

○石 飛 議 長 以上、補足説明を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 分かりました。令和7年の決算に入っているということであれば、決算審査でも聞けるんで、時間がないので次に行こうと思うんですが、②

に移ります。

同日、本市が契約する26回線のINS契約、電話回線の対応について質問したところ、庁内の電話の集約方法としてデジタルPBXを提案しました。その後、財産管理部門とDX推進課で庁内電話設備の更新についての検討状況を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

庁内電話設備の更新については、デジタルPBXの導入を基本として検討を進めています。

また、従来の電話機からスマートフォンへの切替えも検討しており、単なる通話機能にとどまらず、多様なDXツールとしての活用も視野に入れております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ③に移ります。同日の一般質問では、現在の契約が2027年9月末で終了することを踏まえて、2026年9月頃までに方針を決定し、その後プロポーザルを経て2027年9月末をめどに契約を変更する工程が示されました。現在がまさに9月頃までというところなので、方針決定に向けた検討状況を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 現在の庁内電話機器のリース契約は、2027年9月末で終了予定ですが、支所の移転予定に合わせて2028年4月に新システムを導入する計画としています。現契約終了後の半年間につきましては、現在の機器を再リースし継続利用する予定です。

現在は、複数の事業者から情報収集を行い、最適な手法を模索している段階ですが、来年度前半までにはプロポーザルを実施して、事業者を決定できるよう準備を進めております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 半年遅れということで、今後は急ピッチで進めていただければと思うんですが、これ質問なんですが、デジタルPBXを導入した場合に、既存のお太助フォンの電話番号はシステムの同時に組み込むことは可能なのか、不可能か伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 お太助フォンで使用が可能かどうか確認してみないと分からない状態

です。ここでは回答はできません。

○石 飛 議 長 よろしいでしょうか。

益田議員。

○益 田 議 員 恐らく無理だろうと思ってこっちは質問してたんですが、既存のお太助フォンの電話番号をもし同時に、例えば職員のスマホに飛ぶとか、そういったシステムを検討したときには、回線の会社がケーブルLINE、ソフトバンク系だとちょっと難しいかなとは思ってまして、できるのかもしれませんが、できない場合で質問をさせていただくと、お太助フォンの電話回線自体はまだ電話が来ることもあるので、050番号です、となると残すのが必要になるんじゃないかと。

ただ、今あるお太助フォンの更新に、全部にタブレット端末が必要かというところを疑問視してまして、部局ごとに例えば電話回線のみ、電話機能のみを更新するというような、具体的な柔軟な更新計画をお持ちなのか、それとも一律にタブレット端末プラス電話回線という従来どおりの伝え方で更新をする予定なのか、その辺り今お考えがあれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 市役所のお太助フォンの更新につきましては、現時点では一斉に新しいお太助フォンに更新をする予定としております。

○石 飛 議 長 よろしいですか。

益田議員。

○益 田 議 員 そうなると、タブレットが必ず必要であるという理解でよろしいのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

新谷総務部長。

○新谷総務部長 タブレットにつきましては、市民の方から電話等がかかってくる可能性もあり、放送の内容自体も紹介があるかと思しますので、タブレットについても市長と考えております。

また、スマートフォンにしたときに、アプリでお太助フォンをアプリで確認という考え方もあるかと思しますけれども、お太助フォンの機器の更新でありましたら、使用料が免除というような方向性が出されております。アプリを導入する場合と機器の購入の場合でランニングというか、継続的に経費を計算しましたところ、5年ぐらいでペイできるというような計算をしておりますので、機器の更新ということを今現在では考えております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 そうすると、向こう5年ほどは050番号も残していくんだらうという方針で一旦受け止めました。

一旦④に移ります。2026年1月の総務文教常任委員会では、2030年度末のIRU契約終期に向けて、2026年度末をめどに民設民営方式への転換も含めた方針を定める必要があるとの説明がありましたが、年度末までの方針決定に向けて、現在の検討状況と今後の工程について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

IRU契約の将来的な展望については、令和8年3月定例会において益田議員から、本市の光回線IRU契約の今後について一般質問があり、その際には、現在はIRU契約を締結している事業者と優先的に協議を開始したところであると答弁いたしました。

これまでに7回の会議を開催し、光ファイバー網などの設備を民間事業者へ移行するための基本方針や譲渡資産の整理を進めております。あわせて、単なる設備の譲渡にとどまらず、光ファイバー網を活用したテレビ共聴や電話サービスの提供、さらに老朽化したイントラネットの譲渡も含めた協議・検討を行っております。

今後は、10月末を目途に、施設譲渡後に民間事業者が提供するサービス内容について、本市が求めるサービス水準の仕様を策定し、イニシャルコストやランニングコストを含めて見積りを徴収する予定です。そして、年度末に向けて移行先の事業者を決定していきたいと考えております。以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 今の年度末での方針決定などがあれば、あるいは遅れた場合に関しては、これも議会についてまた報告だったりとかで上がってくるものと受け止めてよいのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 細かく情報共有していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 それでは、次に移ります。

大枠の2番になります。ここまでは過去の一般質問における答弁後の取組についてを確認してきました。具体的な改善につながったものがある一方で、期限や担当部署、計画への反映等が示された事項についても、その後の状況を改めてこちらから確認する必要があるものが複数見られたように思っています。

また、2025年12月の同僚議員の一般質問にて、第2次総合計画の主な

課題として、市長から、目標人口を達成できなかったことに加えて、必要な施策と目標を管理・推進することができなかった旨の答弁がありました。

これは第3次安芸高田市総合計画を実効性のある計画とするために、第2次総合計画における課題及び2026年8月6日に開催された総合計画審議会の内容を踏まえ、進捗管理、評価、市民参画、並びに議会、審議会、市民意識調査等で明らかになった政策課題のフォローアップが必要ではないかと考えて、以下について伺います。

(1) です。第2次総合計画の課題を踏まえた第3次総合計画の進捗管理についてです。

①です。この課題を踏まえて第3次総合計画では、進捗管理の仕組みを具体的にどのように改めたのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

第2次総合計画では、目標人口の達成に向けた施策の強化や、目標指標を管理・推進する体制が不十分でした。加えて、コロナ禍の影響により、定期的な評価・検証を行う審議会が開催できなかったことも課題となり、計画の達成度に影響を及ぼしていました。

これらの課題を踏まえ、第3次総合計画では、進捗管理を徹底するため、年1回は審議会を開催することといたしました。あわせて、アンケート調査による施策の効果や課題の把握に努めるとともに、庁内での進捗状況に関するヒアリングを実施するなど、計画の実効性を高めております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ②に移ります。第3次総合戦略のリーディングプロジェクトについて、年度ごとの到達点を設定する考えについて伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

リーディングプロジェクトの多くは、計画の3年目や4年目に大きな効果が現れるものが多いため、単年度のみで具体的な到達点を設定することが難しいという側面があります。

そのため、毎年度実施する実施計画ヒアリングの場においては、総合計画の振り返りと連動させながら、担当課に対して事業の進捗状況を確認していきます。

単年度の数値のみにとらわれることなく、中長期的な視点から庁内ヒアリングを通じて着実に事業を管理し、計画の着実な推進を図っていき

ます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり、毎年度確実に設定するのは難しい側面もあると思いますが、③に移ります。

逆に言うと、目標指標においては、目標を下回った場合だけではなく、設定した以上では、上回った場合も含めて数値が変動した要因を毎年度分析する考えがあるのか、いま一度伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

計画の達成度に影響を及ぼす要因分析については、毎年度しっかりと検証を行っていくこととしています。

今年度は計画の初年度にあたるため、実際の要因分析は来年度からの実施となりますけれども、毎年度の実施計画ヒアリングの場においては、総合計画の振り返りと連動させながら、担当課に対して事業の進捗状況を確認してまいります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ④に移ります。目標や工程から一定の乖離が生じた場合に、年度途中でも施策を見直す考えについて、現在取り組まれているのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

計画の推進に当たっては、社会情勢の急激な変化などに対処するため、必要に応じて年度の途中であっても事業の見直しに着手するなど、柔軟な対応を図っていきたいと考えております。その上で、基本的には関係各課が主体となって、各施策や事業を着実に実行してまいります。

また、市民満足度調査の結果や総合計画審議会からの多様な意見を踏まえ評価・検証を行い、必要に応じ基本計画の改定を行うなど、実効性のあるPDCAサイクルを構築してまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ⑤に移ります。個別計画における評価結果を第3次総合計画の進捗管理へ反映する仕組みについては、現在制度化されているか伺いたいと思います。

- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
実施計画に関しては、年に1回ヒアリングを行い、現状の進捗状況や課題を把握しております。ヒアリングで得られた情報は、施策ごとの評価に反映し、計画の効果検証を行うことになっております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 ⑥に移ります。総合計画の評価結果を翌年度の予算編成へ反映する仕組みについて、現在はどうのように構築されているのか伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
総合計画の評価結果は、事務事業評価シートや実施計画ヒアリングを通して予算編成に反映しております。このシートでは、各事業の活動指標や成果指標を検証し、計画目標との達成度を判断しております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 今まで模範的な回答をいただいたと思うんですが、これまで質問してきた項目について、まだ（2）には移りませんが、総合計画審議会ではどのようにこれらの考えが今年度生かされて、審議会の運営や実態としてはどのように活用されたのか伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。
- 黒田企画部長 総合計画の進捗管理につきましては、先ほど来申し上げておりますように、今年度が初めての取組となります。
審議会のおきましては、昨年度のアンケートの結果と昨年度の実施計画の活動指標と成果指標について、総合計画の中で定めておりますけれども、その指標について報告をさせていただいた状況となっております。
したがって、来年度から本格的にそういった具体的な数値目標でございまして、リーディングプロジェクトの進捗状況につきましては、審議会のほうで報告をさせていただき、活発の議論の場となるように進めていきたいと考えております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 分かりました。

一旦(2)に移ります。総合計画審議会による評価及び改善について伺います。

①です。2026年8月6日の総合計画審議会は、当初何時から何時までの開催予定で、実際は何時に終了されたのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

総合計画審議会としては、事前に予定していた開催時間は15時から16時30分までの1時間半でした。当日は熱心な議論が行われ、実際の開催時間は15時から16時43分までの1時間43分となりました。

また、会議に先立っては、関係資料を事前に送付し、参加者の準備と理解を促すよう努めております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり、時間オーバーで終了した認識ではあるんですが、当然、当初の時間どおりの中で委員からの活発な質疑応答と正常な基本計画の検証・評価、改善、目標の達成管理というのを行えるように予定した上で、本来会議時間を決定されているものだろうと推察するんですが、今回時間オーバーしてしまうことになった要因の分析というのはされているのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 具体的な要因分析までには至っておりませんが、事務局のほうで準備した資料に基づいて、委員の皆さんから活発な御意見をいただいたことによって時間が若干延長したと判断しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 再度確認ですが、当初想定されていたよりも質疑が多くて、それで時間がオーバーしたという見解で本当によろしいか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 当初予定したという質疑より多かったという表現は言い過ぎかもしれませんが、事務局から準備した資料につきましては、予定しておりました説明時間よりも若干オーバーするボリューム感のあるものでございましたので時間が延長したことと、先ほど申しましたように、委員からの質疑に対応したことによって時間が13分延長したということと判断しております。

以上です。

- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 (2) に移ります。同日の審議会における評価結果を、市としてはどのように整備しているのか伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 総合計画審議会における主要な御意見と、それに対する市の対応としては、対応表にまとめた上で、市のホームページのほうで公表したいと思っております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 ③に移ります。審議会で委員から示された課題や改善提案を、市の対応事項として整理する仕組みについて所見を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
審議会委員から示された課題については、10月の実施計画ヒアリングにおいて担当課と対応を協議します。その後、庁内部局と共有を図り、議会へ報告する予定です。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 市長は2025年12月に同僚議員の金行議員の一般質問に対する答弁で、毎年有識者や地区代表等が参画する総合計画審議会において、基本計画の検証・評価・改善を行って、目標の達成管理を徹底するというように明確に答弁されたかと思います。
今回の総合計画審議会においては、検証評価をなされたかもしれませんが、明確な改善及び目標の達成管理を徹底するという指標について、審議会の内容自体は満足できる結果だったと評価されているか伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。
- 黒田企画部長 先ほど来お伝えしておりますように、1回目の検証の審議会で行いましたので、資料的には若干報告の案件が多かったと思いますので、明確な改善について質疑するような資料を事務局のほうも準備できていなかったもので、それが課題だと考えております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 ④に重複するかもしれませんが、改めて④に移ります。

今年度の審議会の開催後、見えてきた課題があれば伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。
本計画を推進する上での課題については、第3次安芸高田市総合計画における市民の認知度向上、及びリーディングプロジェクトの着実な実施に向けたスケジュール管理であると認識しております。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 ⑤に移ります。次回の審議会までの間、庁内ではどのような頻度で総合計画の進捗を確認する考えになったか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
関係各課との全体的な実施計画ヒアリングを、本年10月に実施する予定で今準備を進めております。これに先立ち、重要施策であるリーディングプロジェクトの関係部署との個別ヒアリングは、本年7月に実施を完了しました。

今後の実施頻度については、効果的な進行管理につながるよう、引き続き検討していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 ⑥に移ります。計画策定後の審議会が総合計画の評価及び改善の機能を果たしているかについて、今後どのように評価される考えか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
総合計画に位置づける目標指標のモニタリングやリーディングプロジェクトの進捗管理などに係る意見をいただいております、審議会としての機能を果たしていると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 今回の審議会委員の日当について、1人当たりの金額及び日当の総額を伺いたいと思うんですが。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

- 黒田企画部長 日当の総額は把握してませんけども、委員が7,000円で有識者が1万3,000円の報酬のお支払いをしております。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
- 益田議員。
- 益 田 議 員 2時間程度の会議で総額大きなお金を使われているんだと思います。年1回しかない貴重な機会ですから、もう少し例えば日当制であるなら予定時間をそもそもしっかり確保しておくとか、充実した議論、建設的な議論になるためにのおのおのが事前準備をしっかりとっておくとか、質疑を充実させるために分かりやすい資料作成を心がけるだとか、傍聴しただけでも改善すべきポイントが多々あるんじゃないかと率直に感じてしまったんですが、改めてお考えを伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 黒田企画部長。
- 黒田企画部長 委員の委員報酬につきましては、審議会に出席するまでの準備でありますとか、こちらに来ていただく時間、そして帰っていただく時間も含めての計算となりますので、委員報酬自体は条例でも定めておりますので、妥当であると考えておりますけれども、委員会の進行につきましては、先ほど来申しますように、今回、報告案件が多く、発言しづらい状況の資料を事務局のほうも準備しておりましたので、次回からは要因分析でございますとか、次年度以降の具体的な取組の資料を示して、委員の皆様から評価とか検証をいただけるような体制づくりをしていきたいと考えております。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
- 益田議員。
- 益 田 議 員 ここまでの答弁をお伺いすると、初年度であるということも当然あったんだと思いますので、となると次年度については、それよりも内容が濃くなるのは自明の理かと思います。となると開催時間というのは、ある程度当初の予定が1時間半とか2時間程度で終わらないと想定してよろしいのか伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 黒田企画部長。
- 黒田企画部長 資料のボリュームにもよりますけれども、開催時間につきましては、1時間半で終わるとか2時間でなしに、ある程度皆さんの意見がいただけるような、審議会の運営に努めていきたいと考えております。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 益田議員。
- 益 田 議 員 本当に年1回しかない貴重な機会なんで、ぜひそのように努めていただければと思います。
- (3) に移ります。総合計画の評価過程に対する参画について伺いま

す。

第3次安芸高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、若者に選ばれるまちづくり、これを基本目標の1つに掲げています。

①です。審議会の委員構成及び委員の年代層、特に39歳以下、40歳から50歳、60歳以上の委員の構成割合について伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在委嘱している委員は21名です。年代別構成については、39歳以下がゼロ%、40歳から59歳が19%、60歳以上が81%というようになっております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 以上を踏まえて、②に移ります。若者に選ばれるまちづくり、これを評価する過程に若年層自身が直接参加する必要性をどのように捉えられているか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

若者が働き、挑戦できるまちづくりに係る施策を具体化していくに当たっては、若年層自身が直接参加し、意見を反映させていくことが効果的であると考えます。

会議の開催方法については、多様な働き方や生活スタイルに対応するため、夜間や土日の開催を検討するなど、柔軟な手法により委員の皆さんが参加しやすい環境を整えていきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ③に移ります。現在の委員任期中に、新たな委員を委嘱することが制度上可能なのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市の総合計画審議会条例において、委員の定数は25名以内と定められております。現在委嘱している委員は21名ですので、条例上、あと4名を追加で委嘱することは可能です。

そのため、若者の参加促進を図る観点から、これらの追加定数を活用して若者の委員を委嘱し、多様な意見を反映させることが可能であると考えています。

- 以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 今のを踏まえますと、今後の審議会委員の選任において、若年層を委員として登用してみる考え、委員選任に公募による市民参加の仕組みを設ける考えなどについてあるか伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。
- 藤 本 市 長 あと4名の追加については、この課題に対応するために、募集方法はまた考えますけども、追加で募集をするという思いではあります。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 もちろん、委員にそもそも選任するというのも手だと思いますし、総合計画審議会条例第6条は、審議会が必要と認める場合には関係者の出席を求めて、その意見を聞くことができると規定もしてあります。若年層等の当事者の意見を直接聞く手法として、こういった制度の活用だったり、事務局から審議会へ提示するような考えはあるか伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。
- 黒田企画部長 必要に応じてそういうことが可能ということで定められておりますので、そういった手法も取り入れながら、幅広い意見を反映していく計画としていきたいと考えております。
以上です。
- 石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 重複になるかもしれませんが、先ほどおっしゃったように、若年層の年代が参画してくるとなれば、当然開催時間もそうですし、先ほど言われた土日だったりも考えなければいけないと思います。その辺りバランスを取る必要があるかと思うんですが、回数については年1回が限度というように捉えるしかないのでしょうか、伺いたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。
- 黒田企画部長 現状では回数は1回の更新で進めております。
以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。
- 益 田 議 員 そうなると、年1回が動かない以上は、より多くの参加者が参加できるような時間帯だったりとか、そこを重点として考えていく必要がある

と思いますので、それは申し添えさせていただきます。

(4)に移ります。各種審議会等で明らかとなった総合計画関連課題及び対応事項のフォローアップについて伺います。

①です。審議会や市民意見調査等で示された総合計画上の重要課題について、その後の対応状況を継続して確認する仕組みはあるのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

総合計画における進捗管理の仕組みについては、整備されているところです。

今後の計画推進に当たっては、リーディングプロジェクトに係る進捗管理をするとともに、総合計画審議会を通じて有識者や関係団体からの多様な御意見を反映させ、計画の見直しと改善を継続的に行ってまいります。

さらに、庁内で実施計画ヒアリングを実施して情報共有を図り、事業の実施段階における問題点や課題の早期解決に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ②に移ります。各種協議会で示された課題のうち、総合計画に関連するものについて、庁内で課題及び対応状況を共有する仕組みはあるのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

庁内で課題や対応状況を共有する仕組みとしては、三役および各部局長から構成され、全庁の重要案件を審議する幹部会議を中心に共有体制を確立しております。これにより組織内の円滑な情報伝達を図り、課題の早期発見と迅速な解決に努めております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 ③に移ります。議場等の場において、執行部が実施や改善等の姿勢を示した事項について、その後の進捗を庁内で管理するような仕組みがあるのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

執行部が実施や改善等の姿勢を示した事項については、各部局において対応方針を取りまとめ、一覧表として取りまとめております。

その後、三役から構成される政策会議で確認を行った上、幹部会議で全庁的に情報共有を図っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 今の議場等での場においての検討事項だったり改善等の姿勢を示された事項については、こういったのは総合計画に直接関連する事項であれば、審議会等にも挙がってくるような道筋だったり、その環境というのが整っている状況なのか伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

内容によっては、当然そういうルートもあると思いますが、今そこで全てが挙がるというようなことでもないんで、その案件ごとによって整備をされると思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 当然案件ごとだと思うんですが、総合計画上でいわゆる議場で判明した重要課題だったりとか、その対応状況というのはある種一覧化していく必要があるんじゃないかなと考えるんですが、それについて所見を伺いたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 繰り返しになりますが、それが総合計画に関するものであれば、当然、総合計画審議会のほうへかかるようになると思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

益田議員。

○益 田 議 員 おっしゃるとおり、特に総合計画の審議会条例の第2条第3号ですね、前2号に定めるもののほか、総合計画に関しては市長が必要と認める事項を審議会の所掌事務とできるようになっております。

本日の答弁を通じて、ほかの今までの同僚議員の一般質問を経ても、総合計画に関係していきそうな課題だったりとか、さらに検証が必要な事項というのが幾つか本日見えてきたんじゃないかなと受け止めております。

こうして議会等で明らかになった重要な課題について、市長が必要と認める事項として、審議会に諮問して審議の対象としていくような考えがないか、最後に市長に伺って一般質問を終わりたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
今定例会もまとめが挙がってきます。その内容を見て、審議会のほう
でということがあれば、市長の判断でおのずからそのラインにのせよう
というようには思います。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
益田議員。

○益 田 議 員 以上で、益田一磨の一般質問を終了します。

○石 飛 議 長 以上で、益田議員の質問を終わります。
おおむね1時間が経過しましたので、換気のため、ここで16時35分ま
で休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 4時19分 休憩

午後 4時35分 再開

~~~~~○~~~~~

○石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開します。
一般質問の途中ではありますが、ここで一般質問を一時中断し、お
諮りします。
この際、会議録署名議員の補充指名について緊急を要しますので、
緊急事件と認め、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思い
ます。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認めます。
よって、これを日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 会議録署名議員の補充指名について

○石 飛 議 長 追加日程第1、会議録署名議員の補充指名についてを議題といたしま  
す。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において11  
番 大下議員を指名いたします。よろしくお願いします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 一般質問

○石 飛 議 長 では、日程第7、一般質問を再開します。
続いて、通告がありますので、発言を許します。
5番 小松議員。

○小 松 議 員 本日のトリを務めさせていただきます5番 小松かすみです。通告に
基づき、大枠2点について質問いたします。
大枠1点目、第3次総合計画に基づく移住・定住促進と市民参画による

戦略的まちづくりの推進について。

本市は、豊富な自然環境や県内有数の契約率を誇る空き家バンク、広島市等への交通利便性に加え、独自の充実した子育て・教育支援施策など、移住・定住を強力に後押しできる多くの強みを有しています。

一方で、地域懇談会等では、移住者のリアルな声の活用、通勤型移住の提案、子育て環境の積極的な外部発信などを求める住民の声がありました。制定された第3次安芸高田市総合計画においても、人口減少に対応するため、子育て世代の定住や市外通勤者、外国人等の関係人口の創出、定住化が重点として挙げられております。

本市が持つ魅力を市内横断的に集約し、データやデジタルツール、AI検索対応、動画、SNSを活用した攻めの情報発信と具体的なフォロー体制をいかに構築するか、地域住民の声も代弁し、市の見解と今後の取組について、以下7点伺います。

(1) 移住・定住施策の現状認識と総合計画における評価について。

①2020年から2025年までの5年間の20代から40代における転入数の増減傾向をどう分析されているかお伺いいたします。

○石 飛 議 長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 小松議員の質問にお答えいたします。
本市への20歳から49歳の転入者のうち、約65%が広島県内からの移動であり、県内移動が主軸となっています。特にその大半は、広島市からの転入者です。

また、転入者の中心は20代の若年層で、30代以降は年齢が高くなるにつれて転入者数が減少する傾向にあります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 続いて2番目です。本市におけるこれまでの移住・定住施策の成果と課題について、総括的な評価をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

これまで本市においては、空き家バンク制度を活用し、市外からの移住・定住促進において一定の成果を収めています。

また、県と連携して取り組んでいる若者の定着・回帰に向けたワークショップでは、若手職員が具体的な事業化に向けた議論を重ねております。

今後の課題としては、移住・定住及び子育て世代への支援については、関係人口や移住希望者が必要な情報へアクセスできるよう、相談窓口のワンストップ化や情報発信手法の再構築を図っていく必要があると思っ

ております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 空き家バンクが効果を出しているであるとか若手職員のワークショップ、いろいろ取組が行われていると思うんですが、移住フェアの参加等もあると思うんですが、そちらの成果と課題等が可能であれば答弁いただけますでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 移住フェアに参加している成果等についてでございますけれども、移住フェアにつきましては、広島県が主催で毎年2回開催されておまして、当市のほうも毎回参加させていただいております。

ブースでは、空き家バンク制度でございますとか、公共交通機関の利便性、あるいは安芸高田市内に就職先があるかといったような相談が多い傾向にございます。

フェアへの参加が実際の住民に結びついたかどうかについては、数値化が難しい面もございますけれども、令和7年度は2回の開催で、計15名程度の方が当市のブースを訪問されまして、市の魅力を紹介させていただいております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 続いて（2）空き家バンクの推移と移住者ヒアリングの実施について。
①直近3年間における空き家バンクの成約率の推移と評価を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

直近3年間の成約件数については、年間平均35件でございます。その8割は売買による空き家の取得です。

本市としては、空き家情報バンクを通じて不動産事業者と連携し、空き家の所有者と居住希望者のマッチングを行っています。この仕組みによって成果が出ていることから、空き家の利活用における一定のニーズが存在することの現れであると評価しています。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 平均35件で8割が売買ということなんですが、成約数の目標値という設定があるのでしょうか、お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

- 黒田企画部長。
- 黒田企画部長 成約数の具体的な目標数値は持ってございませんけれども、県内でも大体トップ5ぐらいに入るような成約数を誇っておりますので、引き続きそういったトップ5に入るような空き家バンクの運用制度をしていきたいと考えています。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小 松 議 員 空き家バンクの購入者の市内・市外の在住割合が分かれば教えていただきたいと思います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 黒田企画部長。
- 黒田企画部長 空き家バンクには、売却と賃貸の2つございますけれども、令和7年度の実績で申し上げますと、売却329件中市外が82件、その他が市内となっております。賃貸の件数につきましては、総数が148件ございまして、39件が市外からの件数となっております。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 先ほどの売買数字と先ほどの説明の数字、桁が違ような気がするんだけど、正確なところの答弁を求めたいと思いますが。
- 暫時休憩いたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午後 4時45分 休憩
- 午後 4時47分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 石 飛 議 長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
- 引き続き答弁をお願いいたします。
- 黒田企画部長。
- 黒田企画部長 先ほどの数字に関しては申し訳ございません。
- 令和7年度の安芸高田市の成約件数につきましては28件でございます。その内訳につきましては、現在、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御報告させていただきます。よろしくお願いします。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小 松 議 員 市内からの購入か、市外からの購入かという分析、大事だと思いますので、また見させていただければと思います。
- もう一つなんですけど、空き家購入時になぜ購入したのかとか、そういった動機のヒアリング等というのは行われていらっしゃるのでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 黒田企画部長。

- 黒田企画部長 空き家を成約された方につきましては、任意でアンケート調査のほうを実施しておりますけれども、その詳細なデータについても現在持ち合わせておりませんが、アンケートのほうは実施して声を聞くようにはしております。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小 松 議 員 では、またアンケートの集計は後日見せていただくことはできるのでしょうか。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 黒田企画部長。
- 黒田企画部長 集計している市が持っているデータにつきましては、御報告させていただきます。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小 松 議 員 続いて②です。直近3年間における20代から40代の子育て世代の空き家バンクを通じた物件成約数を伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えします。
- 20代から40代の子育ての世代の契約件数については、2023年度は7件、2024年度は4件、2025年度は6件、以上が直近3年間の成約件数です。
- 以上です。
- 石 飛 議 長 答弁を終わります。
- 小松議員。
- 小 松 議 員 子育て世代よりもそうではない方のほうが多いというようなことになるという数字だと思うんですけども、続いて3番目です。
- 地域懇談会でも要望がありました、実際に移住された方々へのヒアリング調査、先ほどもあったんですが、なぜ選定したのか、その後の住み心地であるとか課題等、ヒアリングを実施し地域の魅力発見や今後の施策へ反映させる考えがあるか伺います。
- 石 飛 議 長 答弁を求めます。
- 藤本市長。
- 藤 本 市 長 お答えいたします。
- 移住者や子育て世代など、既に地域活動へ積極的に参画されている方々や、空き家バンク制度を活用して新たな生活を始められた方々を対象とした施策を進めるに当たっては、実態やニーズを把握することが重要であると考えています。
- また、毎年実施している総合計画に係る市民アンケート調査の中で、

移住の有無も把握できるため、移住者の方々を対象とした安芸高田市の生活環境、コミュニティに対する評価を分析、今後の施策検討を行うことも考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 ではニーズを把握して、市民アンケート等の評価をして施策につなげていただけるということを確認させていただきました。

○石 飛 議 長 質問の途中ではございますが、5時に近づいてまいりましたので、お諮りしたいと思います。

本日の会議時間は、議事の都合により延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○石 飛 議 長 異議なしと認め、会議時間を延長いたします。

引き続き質問を続けてください。

5番 小松議員。

○小 松 議 員 (3) 市外通勤者及び外国人を起点とした移住定住化フォロー策について。

①総合計画の企業アンケートでは、市外通勤者の14.1%が本市への移住に関心を示しているとあります。広島市等への高い通勤利便性と住宅取得、子育て支援をパッケージ化した通勤型移住を提案するとともに、単なる物件情報提案にとどまらない具体的な伴走型フォロー策をどのように進めるのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

通勤者のニーズに応えるための支援や物件情報の提供については、地元企業や関係団体の皆様の意向を十分に確認する必要があると考えております。

他自治体の先行事例も参考にしつつ、本市の実情や限られた財源に即した仕組みの在り方について精査を進めていきます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 14.1%の人が関心を持っていらっしゃるという数字が出ていますので、いろんな調査、先行事例を研究していただいて、より実績を上げていただければと思っております。

続いて②です。外国人アンケートの調査結果では、今後、安芸高田市に住みたいですかの質問に、「はい」と回答した割合が66%であり、「定住志向あり」についても5か国の平均は約80%であります。今後の

定住化アプローチ策について見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

技能実習生をはじめ縁あって本市を選んでくださった方々が、生活習慣の違いや言葉の壁によって地域で孤立することのないよう、きめ細やかに支援をしていきたいと思えます。その上で、特定の定住策にとらわれず、魅力的なまちづくり、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを推進していきたいと思えます。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 昨日の中国新聞に、高度なスキルを持ち、長期就労または永住可能な外国人材である特定技能2号の取得者は中国地方で500人を超え、1年間で約6倍という記事がありました。

また、来年度からは働きたいと思える国や地域、制度を目指し、日本の経済の重要な担い手として長期にわたって産業を支えてくれる人材の育成を目的とした育成就労制度が施行されます。外国人材に頼らざるを得ないこの状況の中、本市を選んでよかったと思っていただき、住民としての生活満足度を上げることが大切であると思えます。

先ほど答弁でも孤立しないという言葉があったんですが、地域においてコミュニティでの交流とか関わりというところを、しっかり市として促進していく考えがあるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 現在は、国際交流サッカーや地域おこし協力隊員が企画するベトナムテトなどで交流が行われております。外国人住民が地域で孤立しないよう、さらに一步踏み込んだ取組といたしましては、先般、八千代町の広島文理学院を活用した交流でございますとか、他の町におきましても、「はやし田」でありますとか「とんど」などといった地域行事に外国人の方と一緒に交流するようなイベントも実施されているようでございます。

こうした活動が市内に広がっていくことがより効果的なアプローチにつながっていくと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 様々な交流イベント等をされていらっしゃると思うんですけども、地域振興会等、各地域地域で、例えば草刈であるとか本当に小さな関わりの中で、住民さんとの交流がほんのちょっとしたコミュニケーション

ですけれども、ここに来てよかったなという積み重ねになると思いますので、地域振興会あたりの活性化、集落支援員さんもいらっしゃいますので、その辺しっかり考えていただければと思っております。

続いて（４）魅力的な子育て施策の町内連携とデジタルを活用した攻めの情報発信について。

①本市には産婦人科はないものの、他自治体に引けを取らない大変充実した子育て支援（産前産後サポート、助産師による産後ケア、在宅育児世帯支援金給付金、おむつのサブスク、給食費無償化など）や空き家改修助成金などなどあります。

また、今年度は、こどもの権利に関する条約化に向けて先進的な取組を進められております。これらの施策を庁内横断的に連携・集約し、移住シミュレーションの提示や、ＡＩ検索に対応しやすいホームページ改修、動画活用などを通じて根本から情報発信を強化する考えがないか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

充実した子育て支援策や空き家改修助成制度などを効果的にアピールするため、関係部局が連携して情報を集約することは重要であると認識をしています。

また、移住シミュレーションの提示やＡＩ検索に対応しやすいホームページ改修は、情報発信の強化に大いに効果的であると考えています。

しかしながら、現在は準備や調整に一定の時間とコストを要することから、具体的な対応には至っていません。現段階におきましては、市民や移住希望者が知りたい情報にスムーズにとどり着けるよう、既存のホームページを見直し、改善を進めるとともに、動画などのデジタルツールの効果的な活用についても、他自治体の先進事例を参考に調査研究を継続してまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 魅力的な施策がありますので、情報発信は大切だと思いますので、既存の者を活用しながらでもしっかりと進めていただければと思います。

地域懇談会である住民さんから、ＡＩ検索に選ばれるためのホームページづくりをしっかりとやったほうがいいよというような要望も実際ありました。ＡＩ時代に置いていかれないように、早期に取り組んでいただければと思います。

続いて②です。令和10年度に道の駅三矢の里あきたかたに導入予定の移住関係人口コンシェルジュは、比較的施設内で待つという受け身に対して、基本計画には関係人口、移住希望者の入り口となるポータルサイ

トの構築も明記されています。

市外へ向けて能動的に届ける攻めの情報発信として、具体的にどの時期にどのようなポータルサイトの構築を検討しているのか見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

現在、あきたかたNAV Iを中核プラットフォームと位置づけ、その機能強化と情報集約に努めています。関係人口・移住希望者の入り口となるポータルサイトの構築は、あきたかたNAV Iの中に集約するように、関係部署で連携しながら現在検討を行っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 あきたかたNAV Iのほうに集約して進めていくということだったんですが、時期的なところを具体的に分かれば教えてください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

小櫻産業部長。

○小櫻産業部長 時期でございますけれども、移住関係のコンシェルジュのほうが道の駅のほうに配置されるのは2028年でございます。そちらのほうを目指して構築していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 続いて、(5)体験型プログラムの実施やファンコミュニティの構築、子育てアンバサダーについて。

①ターゲットやテーマを絞り、宿泊費や交通費等を支援する一泊二日等の無料移住体験ツアーおためし暮らしを実施し、体験型移住促進プログラムとして本市の暮らしをリアルに体験してもらふ考えはないか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

第3次総合計画に掲げる「第2のふるさとづくり」のリーディングプロジェクトにおいて、お試し暮らしの実施を位置づけています。

今後、体験型移住促進プログラムの実施に向けた具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 実施予定ということでお聞かせいただきました。楽しみにさせていただきます。

②です。基本計画には安芸高田市のファンの拡大と移住・定住等の促進とあります。コンシェルジュの対応後、点を線にする形での関係交流人口を移住・定住につなげるフォロー体制や仕組みについて考えがあるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
道の駅三矢の里あきたかたに関係人口案内所を設置し、移住・定住の相談や観光案内、安芸高田市での暮らしなど、総合的な情報発信を行います。

地域を訪れる交流人口の拡大と、将来的な移住・定住を視野に入れた取組を、関係各所と連携しながら進めてまいりたいと思っております。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 先日、総務文教常任委員会でD Xの視察で愛媛県の西条市へ伺ったんですけども、実は西条市は民間の田舎暮らしを紹介する雑誌の「住みたい田舎ベストランキング」、10万人規模のランキングですけど、全4部門で全国1位となる史上初の4冠を達成した実績があり、移住・定住策の先進地です。

LOVE S A I J Oという名称で、移住定住促進プロモーションを展開しており、希望に応じて市内の暮らしや住まいお勧めスポットを1日無料で専属コンシェルジュが案内するような、無料アテンドサービスというものも実施しております。ホームページで日程のほうも出ておりましたが、フォロー体制の一環としては有効的なコンシェルジュのアテンドサービスかと思いますが、所見をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
黒田企画部長。

○黒田企画部長 実際に住みたいと思っている方が当市に訪問されたときに、当市の魅力を言葉だけではなくて、実際に現地を訪問して案内するというのは大変有効なことだと考えておりますので、関係人口案内所の開設も控えておりますので、そういったものも含めて、こういった機能を持たせていくかというのを総合的に検討していきたいと考えています。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 総合的にということで、前向きな答弁をいただきました。
続いて3番目です。市民参画によるまちづくりの実現にも、市に愛着を持つ住民や子育てを楽しむ市民が、認定公式メンバーとして本市の魅

力を発信するようなコミュニティサイトの構築は、移住・定住策の一つとして有効であると考えますが、所見をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。広島県の公式移住ポータルサイト「ひろびろ」には、本市に愛着を持つ住民や子育てを楽しむ市民の皆様を紹介するコーナーがございます。

当面の間は、広島県が管理する「ひろびろ」をはじめとする既存のプラットフォームを最大限に活用し、本市の移住・定住に関する情報を戦略的に発信していきたいと思ひます。

将来的には、本市独自のポータルサイトでも情報発信を行い、本市の魅力を効果的に発信していく方針です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 県の「ひろびと」を活用して当面は進めていくということだったんですけれども、先ほど紹介した西条市は、移住・定住サポートサイトLOVESAIJOで、「まちへの愛が未来をつくる」とうたい、市民参画型のサイト構築をされていらっしゃると思いますので、将来的に本市のポータルサイトの中でのコミュニティをつくられるのであれば参考になると思ひます。

続いて4番です。本市で実際移住されて子育てを楽しまれている方の中から、子育てアンバサダーを選出・任命して、SNSやYouTubeでリアルな声を届けるPR施策に取り組む考えがあるかお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
移住希望者や子育て世代に対して、市民の目線に立った身近で信頼性の高い情報を提供することは、本市の魅力を効果的にアピールし、選ばれる自治体となるために重要な手法であると認識しています。特にSNS等を活用した情報発信は、市内外の方へのアプローチとして有効であると思ひています。

子育てアンバサダーのように、市民が主役となる発信体制の構築については、その選定基準や具体的な活動内容、効果的な支援策などについて、関係部局と連携しながら導入に向けて検討を進めたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 導入に向けて検討いただくという前向きな答弁をいただきました。

続いて、(6) 全国的に若年層の未婚化や地方における若者流出が深刻化する中、新しい移住・定住施策の形として、移住婚や移住婚体験ツアーを取り入れる自治体が全国で注目を集めております。これは地方への移住に関心がある都市部の単身者、主には独身女性と本市に在住する未婚者、主には独身男性との出会いの場を地域の魅力体験プログラムと併せて提供する取組です。

未婚化・少子化対策としての婚活支援と人口増を図る移住・定住促進という2つの課題に同時にアプローチできる極めて合理的な手法です。地域に新しい風を吹き込み、若い世代の定住につなげる施策として、本市でも一歩踏み込んだ取組を検討すべきと考えます。

本市の自然環境や食、伝統文化や暮らしやすさを体験しながら交流を深める移住婚ツアーの企画実施について、本市の移住・定住施策の一環として導入する考えはあるか所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

今年度、広島県、山口県、島根県の3県にまたがる34の市町で構成する広島広域都市圏において、若者同士がつながるための出会い支援検討部会が立ち上がりました。

この部会は、結婚を希望する若者を対象とした出会いの機会の提供などに取り組み、圏域内住民の交流促進につなげることを目的としております。その具体的な事業として「恋活フェス2026」が開催され、本市においても公式LINEやホームページを通じて参加者を募ったところです。

今後、事業の効果等についても分析されると考えますので、本市としては移住婚体験ツアーの実施についても併せて提案していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 恋活フェス、LINEでも見させていただきましたが、ぜひ移住婚ツアーという企画を県のほうに提案していただければと思います。

(7) 移住促進、子育て支援、企画プロモーション、商工観光、多文化共生など、複数の部署が関わる関係人口増や移住定住施策を一体的に推進するために、総合計画に掲げる部署横断型プロジェクトとしてどの部署が主導権を握り、どのような体制で全庁的に進めていくか考えを伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

黒田企画部長。

○黒田企画部長 お答えいたします。

企画部が担当し、必要な場合は庁内プロジェクトを立ち上げ、役割分担をして推進してまいります。

部署横断型プロジェクトについては、主体となる部局が政策統括監と連携し進めていくこととなります。場合によっては、庁内プロジェクト会議等を立ち上げ、推進してまいります。

以上です、

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 続いて大枠2点目、総合計画の理念に基づいた「災害に強いまちづくり」の推進と地域防災計画の実効性向上について。

今年の夏は酷暑日が過去最高を記録し、猛暑日が続く異常な暑さでした。その中で起こった熊本での大規模地震、全国各地での豪雨被害など、連日心が痛むニュースばかりでした。ここでお亡くなりの方へのお悔やみと被災された皆様へお見舞いを心から申し上げます。

災害は必ず起きるという前提に立ち、被害を最小限に抑える減災の観点が極めて重要と考えます。本市の最上位計画である第3次安芸高田市総合計画において、あらゆる危険に対する防災・減災のまちづくりが掲げられ、災害死ゼロを目指した自助・共助・公助の推進や、誰一人置き去りにしない地域社会の実現が明記されています。

特に近年頻発する豪雨災害や将来の巨大地震への備えとして、自主防災組織の強化やインフラの強靱化など地域と行政が一体となった対応の重要性が改めて示されております。

自助・共助・公助の観点から市民の命と暮らしを守るため、この総合計画の理念を具現化し、本市の地域防災計画をより実効性あるものにしていくことを目的として、以下6点伺います。

(1) 地域防災計画の防災業務実施上の基本理念及び基本原則について。

①地域防災計画には多様な意見やニーズを防災施策に反映するため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとありますが、現在の本市の防災会議の構成員数と女性が占める割合をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市の防災会議における現在の構成員数は43名です。そのうち女性委員は6名、割合にして14%となります。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 様々な困り事、悩みに寄り添うということは女性の視点が大事にな

ってくると思うんですけども、パーセンテージが14%ということに対して、高めるように取り組むというところにはあるんですけども、評価のほうについてお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 割合とすれば少ないかなという思いはしてます。ただ、委員の大半が防災に関する団体の代表的立場の人、いわゆる充て職というのもあるかと思います。そういう現状の仕組みでは各団体における代表者に女性が増えなければ、なかなか増えないのかなという思いもしております。
ただ、各団体の女性部といった組織も減少していっています。そういった中では少し厳しい状況があるのかなと。増やす方向には持っていきたいなというように思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 ぜひ女性の声が防災のほうに生かされるように増やしていただく方向でよろしくをお願いします。

(2) 住民の防災活動の促進と地域防災力の向上について。

①9月は防災月間ですが、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用した家庭・地域での防災教育、及び学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進状況と体制の評価を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。
防災教育に関する活動としては、自主防災組織や各学校・各種団体での防災訓練や研修のほか、広報誌や市ホームページを活用して住民等に対する防災知識の普及・啓発を行っています。小・中・高等学校へは、市職員が出向いて各学校のニーズに応じた防災研修や訓練を行っています。

各学校で防災研修を行った評価としては、防災の知識に加え、自らが身を置く地域の災害特性を学ぶことで、災害時に自らの命を守り適切に行動できる力を養う機会となっていると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 続いて2番目の質問です。女性消防団員の人数及びその活動状況を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

9月1日現在で、女性消防団員数は12名です。活動は、防火啓発が中心となっています。市内店舗、幼稚園・保育園での啓発活動や車両による防火広報です。自主防災組織の訓練への参加・指導や、危機管理課職員の補佐をすることもあります。

訓練は、規律訓練や応急手当訓練などを行っています。

災害時の活動としては、避難所の支援がありますが、今のところ安芸高田市での実績はありません。平成30年7月豪雨の際に坂町の避難所での支援を行っています。火災や水害等の災害現場での活動はまだ行っていません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 12名と少ない女性消防団員さんの活動なんですけど心強いです。ぜひ安芸高田市広報あたりで、女性消防団員さんの活動を紹介していただくのも防災・減災啓発に有効だと考えます。ぜひ検討いただければと思います。

続いて3番です。市内82の自主防災組織に対して、危機管理課が把握している直近3年間の防災訓練回数が年間平均約22回であったと聞いておりますが、実績についての評価を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

地域によって災害頻度などの実情が異なるため、地域に応じた訓練や研修が行われております。22回、つまり22団体という実績は多いとは言い難いですが、頑張っていると思います。年々、少しずつですが、防災研修や訓練に取り組む機運が高まっているのではないかと感じております。

しかしながら、熱心に訓練を重ねる組織がある一方で、全体を見ると組織の活動レベルに差があります。活動が停滞している組織の底上げを図りたいと考えております。

最大の課題は、地域ごとの災害に対する危機感の違い、そして、地域をまとめる人材不足・担い手不足だと感じております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 続いて4番です。地域の防災力を支える防災士について、過去16年間で約140万円の予算に対して163万円の執行で、25名が助成金交付された実績があると聞いております。防災士の地域での活動状況の把握及び自主防災組織との連携体制を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えします。

防災士の地域での活動状況については把握ができておりません。防災士を取得された人が自主防災組織の役員として活動されている事例はありますけども、それが防災士として活動されているのか、単に役員として活動されているのかまでは把握いたしておりません。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 助成金で取られていらっしゃるの、どのような活動をされていらっしゃるかという把握ができていてもいいんではないかと思いますが、市民の防災意識向上と地域防災力の強化というのを目的としたこの取得助成金の申請書には、現在志望動機といったものも特に記載はありませんし、今後の市への貢献を含めた助成金を頂いているので、志望動機の欄を設けたり、広島県の自主防災アドバイザー制度の紹介を行うなど、本市として防災士と自主防災組織が連携するような体制を整えることが重要でないかと考えますが、所見を伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 市が予算をつけて防災士の資格を取得してもらったということもありますので、その活動内容については把握することが必要だと思います。

また、市が助成した以外の組織で取得をされた方、僕も防災士を持っていますけども、そういった他団体で受けられている方も合わせれば、相当数の人が安芸高田市にはいらっしゃるのかなと思いますので、そういったところの啓発も含めて行う必要があるかなと思います。

以上です。

○石飛議長 答弁を終わります。

小松議員。

○小松議員 続いて5番目です。本市の防災士取得においては、30代から50代の取得率は約15%、女性の取得率は今年2人受けられたので3人で約11%、先ほども言われましたけど、高齢化が進む中で防災士による自主防災組織の活性化や、子育て世代への防災意識向上を目的として、防災士取得助成金の増額も含めた子育て世代とか助成といったところへの防災士取得促進に向けた啓発を推進すべきではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○石飛議長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤本市長 お答えいたします。

近年の当初予算では、1人分の予算を見込んでおります。当初予算の段階から多くの助成金を予算化しておくことは、難しいと考えています。

しかしながら、防災士取得の要望が増えた場合には、補正予算等の対応を考えていきたいと思っております。

防災士に限らず、多様な視点から地域防災力を高めていくことは重要ですので、SNSなどを活用し、子育て世代や女性、若年層に向けて地域防災活動への積極的な参加を促していきたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 続いて(3)円滑な避難体制の確保等に関する計画について。

①動物愛護管理に関する計画には、家庭動物の同行避難について平常時からの周知徹底や受入れ状況の把握に努める旨が記載されています。ペットの同行避難は、人への危害防止・公衆衛生・生活環境保全の観点からも必要な減災対策として周知徹底すべきと考えます。そこで以下の点について伺います。

ア、平常時における家庭動物の同行避難の啓発活動の評価及び周知方法について伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

避難所となる各町の文化センターにおいてペットスペースを確保し、同行避難を受け入れる体制を取っております。

市ホームページで周知しているところですが、ペット同行避難のルールや受入れの条件をより浸透させる必要があると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 広報であるとかホームページに書いてあるだけでは、なかなか不十分じゃないかなと思いますので、ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。

続いてイ、人間とペットが別空間で避難するペット同行避難と、人間とペットと同じ空間で避難及び飼育管理をするペット同伴避難、もしくは同室避難とも言うんですけども、の混同で混乱を招く事例があるとも聞いておりますが、本市においてトラブルや課題認識があるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

当市の指定避難所においては、人とペットの居住区を区分しており、同一空間で過ごす同伴避難は認めておりません。御指摘のとおり、同行避難と同伴避難のルールの違いが正しく理解されていない場合、避難所で混乱を招くおそれがあります。

過去の災害において、質問にあるような、同行避難と同伴避難の混同によるトラブルは確認しておりません。引き続き、ルール of 周知に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 続いてウです。民間調査ではペット飼い主の9割以上が同伴避難ができない場合、避難所に入らず自宅や車中泊を選ぶとされております。安全対策や飼い主への心理的・精神的な配慮から、部分的な運用、例えば専用スペースの設置等、により指定緊急避難所におけるペットの同伴避難の体制を整えることは、先進的な防災・減災の取組になると思いますが、現状されてはいるんですけども、ペットの同伴避難について見解を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えします。

飼い主にとってペットが家族同様であることは十分理解しており、その存在が避難時の精神的支えになることも承知しております。

しかしながら、指定避難所に同伴避難のための専用スペースや設備を新たに整備することは困難な状況です。

避難所には動物が苦手な方やアレルギーを持つ方もおられるため、同一空間での避難は衛生面や秩序維持の観点から認められません。ふん尿の臭いや毛の飛散、鳴き声によるトラブルを防ぐためにも、人とペットの居住区を明確に分ける同行避難を基本としております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 内閣府の令和6年度の調査では、地域防災計画同行避難の記載がある自治体は、本市も含めて1,363件あるのに対して、同伴避難での受入れを明記しているのは94自治体にとどまっております。

中国地方が唯一ですけど、広島県内唯一尾道市がペットの同伴避難の受入れを5つの指定避難所で行っております。入り口は一緒ですが、コロナと一緒にです。普通の避難の方とペットの同伴の方は別室で避難ができるというような形での5施設の指定避難所を開設されていらっしゃる。

本市は今、対応できてないということですが、他自治体でされているという先行事例がありますので、ぜひ前向きに検討いただけるんじゃないかなと思いますが、改めて尾道はしてるんですけども、そういったところの検討とか研究というのはされる御予定はないでしょうか、お聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。

○神田危機管理監 議員御指摘の部分、よく分かります。検討はしてまいりたいとは思いますが、それ以外にも避難所のスペースが決して広いわけではございませんので、例えば要配慮者のためのスペースとかほかのことも考えなければいけないということもございます。優先順位をつけながら検討してまいりたいと思います。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 あくまでも人が優先になると思いますが、ペットのほうも家族と同様と思われる方がいらっしゃると思います。ぜひ前向きに先進地の視察もしていただきながら検討いただければと思います。

続いて（４）要配慮者及び避難行動要支援者対策に関する計画について。

①避難行動要支援者名簿の作成状況および個別避難計画の進捗状況を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
避難行動要支援者名簿については、既に完成しております。毎年更新を行っております。名簿を支援関係者へ提供することに同意した要支援者の名簿、同意者名簿の提供も行っております。

個別避難計画については、2025年度末時点で385人の対象者のうち65人について作成しており、作成率は約17%となります。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 確認させてください。個別避難計画が17%で、名簿の作成が完了しているということでしょうか。

○石 飛 議 長 補足説明。
神田危機管理監。

○神田危機管理監 避難行動要支援者名簿、本体と言いますか名簿そのものは、昨年度末ですけれども登録者数は1,527人です。これは完成しております。随時更新しているわけですが、その中で385人が個別避難計画を作成する対象者で、そのうち65人を作成しているという状態でございます。
以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 個別避難計画の17%というのは予定どおりということで捉えてよろ

しいでしょうか。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
神田危機管理監。

○神田危機管理監 予定といいますか、本来が100%になるべきものですから、これを予定どおりとはいい難いところはございます。ですが、昨年度、福祉専門職の協力を得ながら三十数件の作成ができておりますので、このまま順調に進んでいきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 続いて2番です。災害時における在宅医療機器利用者への配慮について。

ア、脳のペースメーカーとも呼ばれるパーキンソン患者さんが利用されるDBS（脳深部刺激）装置やその他酸素濃縮器、人工呼吸器、吸引器等の在宅医療機器利用者さんの把握と個別避難計画の作成は行われているのかお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。
個別避難計画の65人の方のうち、在宅医療機器の利用について記載のあるものは、先ほどありましたDBS（脳深部刺激）装置1件、酸素濃縮器1件、人工呼吸器1件、その他車椅子やストマ用装具などの記載があるものがあります。

このように個別避難計画を作成できている人については、在宅医療機器の利用について把握ができております。

なお、個別避難計画は、避難行動要支援者のうち支援関係者への名簿提供に同意された方でなければ作成することができません。このため、医療機器を利用していながら名簿提供に同意していない人については、把握できてないというのが実情です。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 続いてイです。本市指定の緊急避難所において、在宅医療機器の充電が可能なポータブル充電器等の確保はできているのか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 市では、一定数のポータブル電源や発電機を備蓄しておりますけども、人工呼吸器、酸素濃縮器、DBS装置などの在宅医療機器については、現在備蓄しているポータブル電源や発電機では対応できません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 長時間の停電で充電が枯渇すると、身体機能の維持や生活に支障を来し、生命の維持に直結する問題もありますので、その辺のところは対応できていないというところに関しては、今後どのように考えていくかお聞かせください。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 このポータブル電源等の取扱説明書に、医療機器に使用した場合には医療機器が故障する可能性がある旨が記載されてあります。これは恐らく電気の波形が不安定になることが、この医療機器に影響を与えるのではなかろうかと思しますので、この点についての対応はどのようにすればいいかというのは、これから少し情報を取ったり研究する必要があるかなと思います。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。補足説明はありますか。いいですか。
小松議員。

○小 松 議 員 ぜひ研究のほうをよろしくお願いします。

続いてウです。福祉・防災・医療の横断的な地域防災課題として、在宅医療機器利用者対象に家庭用ポータブル充電器の購入補助など、今後の対策への予算化を行う考えがあるか伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

家庭用ポータブル充電器の購入補助や医療機器対応型のバックアップ電源の整備については、現時点での予算化するところまでは至っておりません。実現に向けては、相応の財源確保が必要となるため、市の限られた財政の中でなかなか難しいというのが状況です。

このため、国や県に対して在宅利用機器利用者への災害対策に関わる財政支援について要望していきたいと考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。
小松議員。

○小 松 議 員 恐らく持たれている方がほとんどじゃないかと思いますが、ぜひ県への要望をしていただければと思います。

③言葉の壁で災害弱者になりやすい外国人被災者について。

ア、やさしい日本語や外国語の防災パンフレットの配布や防災標識への付記など、外国人住民に対する防災啓発や訓練の実施状況を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。
藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

過去2016年11月と2019年9月に、国際交流協会及び社会福祉協議会と共同で外国人を対象とした避難訓練を行っております。しかし、それ以来、外国人を対象とした防災訓練は実施できておりません。

言葉の壁により、外国人住民が災害弱者になりやすいという課題認識は持っており、これらは緊要な課題だと考えております。今後、人権多文化共生推進課や協定を結んでいる国際交流協会等と連携し、実現可能な取組から推進していきたいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 ぜひ関係団体とともに防災訓練の実施のほうをしていただければと思います。

続いてイ、中国新聞で熊本地震において外国人に災害情報が十分行き届いてないケースが多いことが課題との記事を目にしました。本市においては、外国人住民へ特化した避難所の情報など、情報発信体制を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

本市においては、市のホームページの外国人向け防災情報のページで、広島県防災情報メール通知サービスの登録とその多言語化の方法について案内をしております。

広島県防災情報メール通知サービスは10か国語に対応しており、避難情報や気象情報を多言語で取得できます。

また、新しいお太助フォンアプリは多言語に対応していますので、市が発信した情報を外国人の方にも周知できると期待しております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 では、続いて(5)防災拠点に関する計画について。

①国道54号線に面する立地を生かした広域支援拠点及び近隣住民の緊急避難場所とされ、愛郷小学校や可愛振興センターと連携した地域一体型防災機能の核として位置づけられている道の駅三矢の里あきたかたについて、これまで防災訓練等の実績をお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

道の駅三矢の里あきたかたの開業から今日まで、道の駅と具体的な訓練実績はありません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 ではその関連で続いて、今後、そういった道の駅において、今はされていない、丸5年を迎えて6年目に入っていらっしゃるんですけども、防災訓練や防災イベントとか、東広島のほうであるイベントを防災士と地域と一緒にされていていらっしゃると思いますが、今後予定ということがあるかお考えをお伺いします。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 以前から駅長と危機管理監の間では何らかの防災関連イベントを行いたいという話はしておるんですけども、現在のところ市が主催する防災訓練、あるいはイベントを道の駅で実施する具体的な予定までには至っておりません。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 広域拠点になるところですので、地域と連携した道の駅は拠点性がありますので、そういった防災訓練等イベントをぜひ近い将来考えていただければと思います。

続いて6番目です。今後の防災体制の強化について。

①学校現場での体験型の防災出前講座等の積極的な導入や、山口県防府市のような地域の小中学生を対象とした子ども防災士養成講座等を開催し、子どもたちが防災活動に参加して家庭や地域へ広げていく取組は大変有効だと考えますが所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

猪掛教育長。

○猪 掛 教 育 長 学校現場における防災教育の推進について、各地で災害の激甚化等が進む今日、子どもたちの学びを家庭や地域へ広げていくという観点は大変重要であると思います。

現在、本市の小中学校では、市危機管理課職員または消防署職員による体験型の学習、具体的には支所や文化センターにおける避難所設営体験の実施などがございます。それから、修学旅行等を活用した防災センターでの実践的な災害疑似体験など取組を行っております。

教育委員会としましても、体験型学習の重要性を各学校と共有しつつ、災害から命を守り、地域へ波及させる防災教育の充実に向けて、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 先月、ある防災研修会で、神戸市消防局が開発した非常に面白く、

コミュニケーション能力や協力体制が問われる防災ゲームを体験しました。

阪神・淡路大震災の教訓から生まれたカードゲーム式のシミュレーション教材「ダイレクトロード」は、無料でダウンロードできます。カードも作ったりするんですけども、ぜひ体験型を積極的に進めようというように先ほど答弁がありましたので、無料でダウンロードできますので、教育現場で体験型の防災ゲーム、非常に楽しいです。もっともっとやりたいなと大人が思うんですけども、小学生・中学生も体験できる内容になっておりますので、ぜひ取組のほうを考えていただければと思います。

続いて2番目です。今年度、子育て世代の女性が防災士取得助成金を交付申請され、防災士を取得されております。早速、防災イベントを8月に避難所設営体験、今週末には星空防災キャンプを開催されるなど、積極的に活動されていらっしゃいます。

女性や子育て支援の防災士育成にさらに力を入れて、自主防災組織や消防団と連携した防災を軸にしたコミュニティづくりを推進することは、地域コミュニティの活性化にもつながると考えますが、市長の所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 子育て世代の女性の防災士取得助成金については、今年度2名の交付申請をいただいております、非常にありがたい傾向だと認識しております。多分その1名の方、この前、八千代の方でお話をさせていただきました。本当に強い思いを持っておられました。

今後も、女性や子育て世代を含め、地域の多様な方々が活躍できる場を創出することが、結果として地域コミュニティの活性化と防災力向上の両立を実現すると考えております。

以上です。

○石 飛 議 長 答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 3番目の質問です。2030年の開園を目指す旧田んぼアート公園予定地の防災公園整備計画がありますが、ハード面だけではなくソフト面の充実も図るべきだと考えます。

本市は、南海トラフ巨大地震が発生した際、沿岸部に位置する広島市などの被災地域をバックアップする広域拠点として十分に機能している条件を備えており、その役割が期待されております。比較的災害が少ない本市において、市民参画の防災イベント等の開催を積極的に促進し、庁内横断的な連携を強化した防災・減災に強いまちづくりの推進は、移住・定住促進やシティプロモーションにつながると考えますが所見を伺います。

○石 飛 議 長 答弁を求めます。

藤本市長。

○藤 本 市 長 お答えいたします。

おっしゃるとおり、防災イベント等の開催は、防災の面だけではなく安芸高田市のPRにも有効だと考えます。

かつて2011年に消防防災フェスタを、2017年に安全・安心フェスタを開催しました。このイベントを、これから整備する公園や道の駅などと連携して開催できるとよいと思っております。

以上です。

○石 飛 議 長 以上で答弁を終わります。

小松議員。

○小 松 議 員 あるところで市長も防災イベントをやってみたいというようなことをおっしゃったと思いますので、過去にイベントをされていらっしゃるということであれば、ぜひ道の駅であるとかいろんなところで防災を意識したイベントが開催されまして、本市が防災に強いまちづくりを推進できたらと思いますので、これをもちまして私の一般質問を終わります。

○石 飛 議 長 以上で、小松議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は、9月11日午前10時に再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後5時46分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員